

第63回平成27年3月与謝野町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成27年2月27日

開閉会日時 午後1時33分 開会 ~ 午後6時03分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	高岡 伸明	9番	宮崎 有平
2番	和田 裕之	10番	塩見 晋
3番	小牧 義昭	11番	河邊 新太郎
4番	渡邊 貫治	12番	有吉 正
5番	安達 種雄	13番	家城 功
6番	江原 英樹	14番	勢 旗 毅
7番	伊藤 幸男	15番	多田 正成
8番	藤田 史郎	16番	今田 博文

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長	奥野 稔	書記	土田 安子
--------	------	----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	山添 藤真	代表監査委員	足立 正人
副町長	和田 茂	教育長	塩見 定生
企画財政課長	植田 弘志		
総務課長	浪江 学	商工観光課長	小室 光秀
岩滝地域振興課長	小池 大介	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	長島 栄作
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	小池 信助
税務課長	秋山 誠	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進	保健課長	前田 昌一
会計室長	飯澤嘉代子	福祉課長	浪江 昭人
建設課長	西原 正樹	水道課長	吉田 達雄

5. 議事日程

日程第 1			会議録署名議員の指名	
日程第 2			会期の決定について	
日程第 3			諸般の報告	
日程第 4	報告第	1号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	（報告～質疑）
日程第 5	報告第	2号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	（報告～質疑）
日程第 6	議案第	3号	与謝野町自治功労者の表彰について	（提案理由説明～表決）
日程第 7	議案第	4号	与謝野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 8	議案第	5号	与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 9	議案第	6号	与謝野町ふるさと応援基金条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 10	議案第	7号	与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 11	議案第	8号	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 12	議案第	9号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 13	議案第	10号	与謝野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 14	議案第	11号	与謝野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について	（提案理由説明）
日程第 15	議案第	12号	与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について	

			(提案理由説明)
日程第16	議案第13号	与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第17	議案第14号	与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第18	議案第15号	与謝野町立保育所条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第19	議案第16号	与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について	(提案理由説明)
日程第20	議案第17号	与謝野町学童保育所条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第21	議案第18号	与謝野町行政手続条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第22	議案第19号	与謝野町企業誘致条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第23	議案第20号	与謝野町介護保険条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第24	議案第21号	与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第25	議案第22号	与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例の一部改正について	(提案理由説明)
日程第26	議案第23号	宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更について	(提案理由説明)
日程第27	議案第24号	平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)	(提案理由説明)
日程第28	議案第25号	平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)	(提案理由説明)
日程第29	議案第26号	平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)	(提案理由説明)
日程第30	議案第27号	平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)	(提案理由説明)
日程第31	議案第28号	平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	(提案理由説明)
日程第32	議案第29号	平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	

- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 6 年度与謝野町水道事業会計補正予算 (第 3 号) (提案理由説明)
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度与謝野町一般会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度与謝野町簡易水道特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度与謝野町下水道特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度与謝野町農業集落排水特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 3 9 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度与謝野町介護保険特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 4 0 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度与謝野町土地取得特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 4 1 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度与謝野町国民健康保険特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 4 2 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 4 3 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度与謝野町財産区特別会計予算 (提案理由説明)
- 日程第 4 4 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度与謝野町水道事業会計予算 (提案理由説明)

6. 議事の経過

(開会 午後 1時33分)

議長(今田博文) 皆さん、こんにちは。

本日から3月議会の開会になりますけれども、初日のきょうは、午後からの開会ということになりました。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、これより第63回平成27年3月定例会を開会し、本日の会議を開きます。

ここで開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

非常に厳しかった冬の寒さも少し和らいでまいりまして、温かくなるような気配もございますけれども、本日は少し寒い日になりました。三寒四温を繰り返しながら暖かい春が、もうすぐそこまで来ているんだろうというふうに思っております。

午前中は加悦谷高校の卒業式がございまして、山添町長、そして、塩見教育長と一緒に出席をさせていただきました。126名の皆さんが卒業されまして、若い皆さん、未来に向かって大きく羽ばたいていただきたいというふうに思っております。

私も久しぶりに加悦谷高校の卒業式に出席をさせていただきましたけれども、非常にすばらしい感動的な卒業式でございました。有線テレビで録画といたしますか、取材に来ておりましたので、また、録画放送があるというふうに思いますけれども、ぜひ、皆さん、ごらんをいただきたいというふうに思っております。

特に3年生の答辞が非常にすばらしく、山添町長も思わず途中で拍手をされているような場面もございまして、感動的な、大変温かい、そして、すばらしい卒業式であったというふうに思っております。

3月議会は、予算を審議いたします1年間でも最も重要な議会になるのではないかというふうに思っております。今議会に提出をされました議案は39議案、そして、追加議案もあるように伺っております。大変多くの議案となりますけれども、慎重な審議をお願いしたいというふうに思います。

予算の議決権は議会が有する権限でございまして、予算は議会の議決なくして執行することはできません。どうか住民の皆さんの立場に立った審議を、ぜひ、お願いしたいというふうに思っております。

各議員の皆さんにおかれましても、ぜひ、ご奮闘いただきたい。そして、長丁場になりますけれども、健康には十分ご留意をいただきまして、最後まで元気で務めていただきますことをお願いも申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきますと思います。

ここで山添町長から挨拶並びに施政方針についての発言の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

山添町長。

町長(山添藤真) ある科学者が残した言葉がございます。「未来を予測する最善の方法は、自らそれを創り出すことである」、平成27年度施政方針演説、当初予算(案)及び関連議案の提案を行う本日、私は未来を予測するだけの傍観者ではなく、未来をつくり出す実践者であり続けるこ

とを、改めてお誓いを申し上げたいと思います。

私が第二代与謝野町長に就任をして、もう既に1年がたとうとしております。この間、長年にわたり叫ばれ続けてきた地場産業の衰退、地域から子供たちの声が聞こえなくなりつつあることへの不安など、与謝野町を何とかしてくれないと困るという町民の皆さんと、町に熱い思いを寄せる方々の声をお聞きしてきました。その一人一人の強い意志と熱い期待に応えていくべく、私たちは、今こそ新しい与謝野町を築くという強い意気込みで、今年度を通し、さまざまな可能性を模索し、町政運営に励んでまいりました。来年度は、それらの可能性をつなぎ合わせ、躍動する年、新しいうねりを生み出す年にしてまいりたいと思います。

本町は、大江山連峰をはじめとする山並みに抱かれ、野田川流域には肥沃な平野が広がり、天橋立へと望む阿蘇海へ続いてまいります。総面積108平方キロメートルの範囲に町並みや集落が連なり、約2万3,000人の人口を有しております。そこには喜怒哀楽だけでは表現することができない豊かな感情とともに、住民一人一人の暮らしが営まれています。また、歴史をひもとけば、日本海と内陸にある地帯とを結ぶ結節点として、古代には鉄生産、中世には絹織物が繁栄をし、丹後ちりめんの主要産地として、農業とともに基幹産業となり、今日まで続く繁栄の礎をかいま見ることができます。

こうした歴史に支えられ発展をしてきた本町には、パイオニアの精神のもと、確固たるものづくりの風土が息づいています。それらは次の世代に引き継ぐべき宝であり、誇りでございます。

私は先人から受け継いだパイオニアの精神のもと、また、ものづくりの風土を重要な共有財産として捉え、町の将来像であります「水・緑・空 笑顔かがやくふれあいのまち」を実現していくため、みんなの知恵と技術で、新しい価値を生むまちづくりを進めてまいります。

平成27年度は、第1次与謝野町総合計画や行財政改革大綱などの各種計画に基づき全職員が一丸となり、責任を持って取り組むことを基本としつつ、私が選挙戦を通じ訴えてきました六つの政策分野に重点をおいて事業を推進してまいりたいと思います。中でも、攻める産業振興政策への転換、多様性を重視した教育政策の二つを最重要課題として捉え、積極的な取り組みを展開をしていきたいと考えております。

それぞれの政策分野における主要政策を申し上げてまいりたいと思います。

まず、新しい視点での産業振興策でございます。将来にわたり持続可能な町であり続けるためには、経済的な成長を促進し、地域力を強化する産業振興政策のプログラムが求められると思います。

本町誕生以降、町内の事業所総数は年々減少の一途をたどっております。商業においても事業所数、従事者数、年間商品販売額の全てが減少傾向にございます。また、企業誘致をはじめ企業立地支援策は旧町時代の政策を移行した内容であり、本条例に適合する企業の進出やベンチャー的企業の参入などは実現をしていない状況でございます。農業分野においても担い手の不足や米価の下落対策をはじめ解決すべき課題が多く存在をしております。

私は、この現状を改善をしていくため、町内の事業者のチャレンジを強力に推進してまいりたいと思います。補助対象枠の拡大及び補助上限額の引き上げや販路開拓の海外枠の設定をしていくなど、各種産業振興施策を充実をさせるとともに、今後の企業立地を積極的に推進をしていくため、企業誘致条例の改正を行い、産業振興と地元雇用の確保を目指したいと思います。本町の

ものづくりの中心である織物業の振興については、施設整備及び維持改修の経費負担に対して助成制度を新設・拡充をしていくことで生産能力の向上、新たな商品開発の機運を高めてまいりたいと思います。そして、今日に至る衰退の背景には生糸の価格高騰が大きな要因であったという認識のもとに、原糸を低価格で生産することを目標として、事業者や関係機関とともに研究開発を進めてまいりたいと思います。

同じく基幹産業の一つである農業分野においては、豆っこ肥料の増産を視野に入れて有機物供給施設のあり方を抜本的に再考をしていくとともに、与謝野町で生産をされるお米の販売を戦略的に開拓できるよう努力をしてまいりたいと思います。与謝野ブランド戦略事業の「ものづくり産業の強化」の一つのプロジェクトとして位置づけ、京の豆っこ米、大豆、京野菜に加えて、新しい農業ブランドの確立のため、町内でクラフトビール醸造を見すえたホップの試験栽培を行ってまいります。また、ものづくりと創造性を基軸にした地域ブランド構想を展開をしていくことで、産業分野における新たな価値を創出し、与謝野ブランド戦略事業を進めてまいりたいと思います。ものづくり産業の強化、プロモーションの強化、ブランド戦略事業の拠点となる阿蘇ベイエリアの再構築の三つを柱として、デザインマネジメントによる一貫性のある施策やプロジェクトを行ってまいりたいと思います。

次に、観光振興・交流人口の促進でございます。「近き者説び 遠き者来たる」これは、近くにいる住民が喜び幸せであると、遠くにいる住民も、それを聞いて集まってくるというものでございます。本町における観光振興、交流人口の増加に向けての取り組みについては、この観点に立脚するべきであると考えています。

本町には、推定樹齢1200年を超えるヤブツバキや国の重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けるちりめん街道、三河内の曳山祭、天橋立に望む一字観公園など、価値ある自然が多く点在をしています。しかし、周辺自治体と比べて歴史が浅く、認知度も決して高いとは言えません。さらに受け皿としての機能も十分ではなく、滞在観光型の定着を目指す道のりは始まったばかりであると認識しております。私は緒についたばかりの今だからこそ、それぞれの事業を推進する体制を構築するとともに、戦略的な思考のもとに、展望を描く必要があると考えています。

こうした認識に基づき、観光協会が主役となり、滞在交流型観光を実施することができるよう地域おこし協力隊の活用を含めた組織強化のための支援を行ってまいりたいと思います。こうした活動基盤を整えながら、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、平成28年4月に開催予定の「全国椿サミット与謝野大会」に向けた取り組みについてでございます。滝のツバキを活用した地域づくりに伴い、エリアコンセプトを設定をし、地域の魅力の掘り起こしを行うとともに、ことし1月に地域での意欲的な取り組みが期待できる、重点「道の駅」候補として、国土交通省から選定を受けた「道の駅シルクのまち加悦・リニューアル事業」とあわせて、滝地域の滞在交流型エリアとしての再構築を図ってまいりたいと思います。

次に、海の京都・美心与謝野事業についてです。海の京都・与謝野町マスタープランに掲げる取り組みを推進するほか、京都縦貫自動車道全線開通をターゲットとする「海の京都博」に向けて関係機関と連携をするとともに、事業を実施してまいりたいと思います。また、近年、京都府北部の5市2町は、海の京都構想などの観光分野で強固な協力体制を構築してきました。私は、これまで積み上げてきた連携と共存の実績を基礎に、新しいネットワーク型の自治のあり方の構

策を視野に入れた高次の広域連携を進め、京都府北部地域の再生に取り組む必要があると考えています。

三つ目に地域密着型の福祉政策でございます。複雑化する福祉需要に円滑に対応していくためには、全ての人たちを包み込み、多様性を受け入れる地域社会の実現が求められると思います。本町の福祉政策は、前任の太田町長のもとで、民間事業者の努力と協力により、高齢者福祉政策や障害者福祉政策については幅広い取り組みがなされてきました。特別養護老人ホームでの安定した介護体制の整備や通い・泊まり・訪問といったサービスを受けることができる小規模多機能型居宅介護施設をはじめ、多くの施設が開設をしています。障害をお持ちの方が地域で自立して生活することができる場と就労の場の確保に向けても最大限の努力がなされています。しかしながら、それぞれの現場における人材不足や介護が必要な高齢者の増加が見込まれています。

そこで、介護職員初任者研修事業や地域医療確保奨学金貸付事業を通して、人材育成政策を講じてまいりたいと考えています。また、高齢者の介護予防に仕事という観点を取り入れたサロンを地域の空き家などを利用して運用する団体や、NPOに対して家賃の助成を行う介護予防地域交流活性化事業を行ってまいりたいと思います。平成27年、平成28年度の2カ年は、住民参加の地域福祉体制の構築を目指して、新たな指針となる地域福祉計画の策定を予定をしておりますが、時代の変化を反映することができるよう努力してまいりたいと思います。

次に、新たな視点での子ども・子育て支援策についてでございます。安心して子供を産み育てるには、子供一人一人に寄り添う伴走型の子ども・子育て支援策の実現が求められると思います。

本町の子育て支援策は、時間外保育、早朝保育、乳児保育、一時保育など、多様なサービス提供に努めるとともに、子育て世代への経済的な負担を軽減していくために、医療費の負担の軽減に努めるなど、取り組みを行っております。しかしながら、子ども・子育て世代を取り巻く社会的、経済的な環境は大きく変化をしております。

そこで、少子化、子供支援の一環として、子育て家庭の経済的な負担を軽減するために保育料や幼稚園使用料の見直しを実施してまいりたいと思います。全ての利用者が負担増とならないよう利用料を設定し、第3子以降の保育料の無料化を拡大をいたします。また、学校の放課後を活用した学習へのサポートを行うことで、子供たちの学び続ける意欲を刺激してまいりたいと思います。本町では、子育てに関する政策を福祉課、保健課、教育委員会、それぞれにおいて取り組んでいますが、来年度中に子育てに特化した「子育て応援課」を設置することにより、子供一人一人に寄り添う伴走型の支援体制を構築してまいりたいと思います。

五つ目の重点施策であります、未来を見すえた教育政策でございます。教育の目的は、次の世代がより幸福で豊かに暮らせるようにしていくことであると思います。子供たちが生きるのは、多様な価値観がまじり合う未来であり、そのような未来を生き抜くための教育政策プログラムの推進が求められています。

現在、学校現場においては、生徒一人一人の個性や能力を伸ばす教育内容の充実や、地域の特色を生かした総合的な学習の推進、情報教育の推進などの創意工夫がなされており、生涯教育の実践においては、公民館活動などを通じて、さまざまな取り組みがなされています。これらに多様性、国際性などのエッセンスを加え、政策体系を発展させる必要があると考えています。

こうした認識のもと、旧加悦町時代に始まりました英国ウェールズ・アベリスツイスとの高校

生相互派遣交流事業に加え、新たにアベリスツイス大学と産学連携と文化協力を推進することとし、同大学への留学、短期英語研修の道を開くとともに、同大学が学術研究や産業・文化協力の可能性について探求していくための受入事業を実施をしてみたいと思います。また、大学などと連携をし、大学で実施をしている一般教養科目に準ずる内容の講座を編成し、あすの与謝野町を担う人材に提供していきたいと考えております。

最後に、徹底した情報の透明化・誰でも参画できる町政の実現についてでございます。私が議員の時代から主張してきた予算編成過程の可視化や、当初予算をわかりやすくお伝えをする工夫などの取り組みを通じ、情報の透明化を促進してみたいと思います。また、町民の皆さんや与謝野町に思いを寄せる方々との対話を続けながら、より多くの方々に町政への参画を求めてみたいと思います。

ただいま、私が目指す与謝野町のあり方と政策を申し上げましたが、これらの推進を円滑なものにしていくためには、合併以降生じている課題に対しても、解決に向けて責任ある政治を行わなければならないと思います。

その一つが庁舎問題でございます。去る12月定例会において、将来、現有の役場庁舎が老朽化をし、倒壊する危険性が生じるなどの場合を鑑み、その時代に適応した総合庁舎をアクセスしやすい場所に建設する方向性を示しました。当然のことながら、そのためには多額の経費が必要になることから、総合庁舎建設基金条例の制定を議会に対して提案をいたします。それを課題解決に向けた実質的な一歩としてみたいと思います。

次に挙げることができるのが、財政問題でございます。本町の財政は、町税などの自主財源が30%に満たない状況で、交付税等の依存財源に頼った脆弱な財政基盤となっております。さらに、合併による普通交付税の特例措置が平成28年度以降に5年間かけて段階的に逡減されます。しかしながら、今後、加悦中学校の改築工事、新ごみ処理場の建設、認定こども園の建設など、大型普通建設事業を実施をしていく必要もございます。そうした状況に対応していくためには、町内に160余り存在をする公共施設の統廃合を進めるとともに一般会計を圧迫している特別会計への繰り出しを縮減していく必要がございます。つまり、各種公共料金の体系を見直し、町民の皆さんに負担を求めなければならないということでございます。

最後になりますけれども、後ほど提案をいたします、平成26年度一般会計補正予算(案)、来年度当初予算(案)には、過去にはないほど多くの新規事業が盛り込まれています。それらのほとんどの事業は町民の皆さんとの対話と覚悟の中から誕生しております。これはまさに与謝野町民のチャレンジ精神やパイオニアの精神を示すものでございます。ここでもう一度、冒頭にご紹介をした言葉を反復したいと思います。未来を予測する最善の方法は、みずから、それをつくり出すことである。議員の皆さん、町民の皆さん、ともにと謝野町の未来をつくり出していきましょう。

ありがとうございました。

議長(今田博文) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第123条の規定により、15番多田正成議員。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時01分)

(再開 午後 2時03分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、会議を再開します。

もとへ少し戻らせていただきたいというふうに思います。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

ご報告します。お手元に配付しておりますように、本定例会に提出されております議案は、報告第1号、専決処分の報告について、和解及び損害賠償の額を定めることについてほか、40件であります。以上、41件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第123条の規定により、15番多田正成議員、1番高岡伸明議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月30日まで32日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(今田博文) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月30日までの32日間と決定しました。

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告についての質疑は行いませんので、念のため申し上げておきます。

最初に、議会運営委員会の活動報告をお願いします。

伊藤委員長。

議会運営委員長(伊藤幸男) それでは、簡略に報告したいと思います。

先日、議会懇談会が、先日といいますか、昨年の10月、11月に向けて議会懇談会がございました。その中でも、いろいろと、住民の皆さんからもいろいろと意見がありましたように、総じてですね、議会の新しい活性化といいますかね、ことが非常に強くあったんじゃないかというふう感じておまして、この間、もう一つは議会基本条例があると、町のね。このことをどう具体化するかという課題については、あそこにも書かれてますように、随時やっぱり研鑽努力する必要があるということで、いうならば住民の皆さんの知恵もかりたり、協力も得て大いに、議会が住民にわかりやすい、開かれた議会にする必要があるということがあります。このこともあってですね、先日というのは、冒頭に言いましたけども、議会運営委員長の私と、副委員長の宮崎副委員長が二人で、北名古屋市の先進地であります議会視察を行いました。その中の大きなテーマは、議会のモニター制度をつくらうということで取り組んでおられて、全国からも非常に注目を集めるということでありました。

ここで簡略に申し上げますと、議会モニター制度というのは、いろんな議会の活動に対する、一つはどういいますか、点検といいますかね、点検や助言があるということで、必ずしも一般公募して、すんなりとモニターのメンバーがそろうような事態はないわけですが、非常に苦勞もなされて取り組んでいるということで、これを大いに勉強する必要があるなというふう感じた次第です。

全国的にも非常に、このモニター制度は取り組まれているわけですが、必ずしもどんでんうまくいっているというところが多いわけではなくて、非常に課題もやっぱり、議会の、そのものに対する理解から始まって、非常に疑問が住民の中にあるのも事実なわけですし、改めて、そのことも含めて、この町で今、議会基本条例をつくっているわけですから、一步踏み込むということで、そういう位置づけで視察をさせていただきました。

我々の実情も交流したわけでごさいます、改めて課題の重要性といいますが、住民とどう結んでいくか、つないでいくのかということに本町の場合も、一つは今、モニター制度でありますし、そういうところへの挑戦を議会としてはやっていきたいということがございまして出向したわけであります。

そういうことで、改めて、まだ、二人で具体的な論議は、正副で論議は、まだ、しておりませんが、非常に前進面のある、我々も大いに学べねばならないような側面もあるなということで視察は終えたわけです。そんなところで、報告にかえておきたいと思います。ありがとうございました。

議長（今田博文） 続きまして、一部事務組合の報告をお願いします。

最初に、宮津与謝消防組合議会の報告をお願いします。

安達議員。

5 番（安達種雄） それでは、宮津与謝消防組合議会の報告をいたします。

平成26年12月26日、臨時議会が開催されました。議案は、消防組合職員の給与に関する条例の一部の改正についてが提案されました。提案の趣旨については、平成26年の人事院勧告による国家公務員の一般職員等給与改定を受け、宮津市において通勤手当、また、勤勉手当の支給、月数及び給与表の改正がなされるため、準用する当組合においても同様の改定をします。また、同時に補正予算としましては、今の人件費と、それから、避難地の全面舗装、これは消防署の本署の裏の空き地に、土羽といいますが、土のところがございます、そこをアスファルトして整備していきたいというものでありまして、金額にして949万9,000円が提出され、いずれも可決されました。

次に、平成27年、今月の2月20日、平成27年第1回宮津与謝消防組合議会が招集されました。平成27年度消防組合予算が審議され、歳入歳出それぞれ10億8,442万8,000円が提出され、前年度対比2.11%、金額にしまして2,337万2,000円の減額が提案され、いずれも可決されました。また、報告事項としまして、消防救急デジタルの無線化設備につきまして、その進捗状況は舞鶴市に予定しております、空山局は1月末で工事完了しております。大江山の西基地局につきましては、現在、工事中であるという報告でございましたし、また、平成28年3月31日まではアナログと、それから、デジタルの併用で運用していくとのごさいます。

また、同日、行われました全員協議会の中で消防署の宮津分署の建てかえについて、現在の場所に用地を少し買い増しをして、平成27年度に設計に入り、平成28年度中に建てかえを行ってほしいという報告がありました。また、皆さんご存じのように、せんだって伊根町で大きな火災があり、そういった中で消防署の対応策としまして、重要伝統的建造物群保存地区に対する防火対策ということで、今年の1月10日、伊根町の保存地区において火災が発生し、重要な建

造物が焼失し、国府をはじめ地元の関係機関の衝撃ははかり知れないところがあることになったと。今後、保存地区の行政、住民、消防団、消防機関が連携して、保存地区の防火体制をさらなる強化を図るべく必要があると結んでおります。

指導の内容としましては、保存地区には連動型の住宅用火災報知機の設置を推進し、隣近所に警報音が聞こえるような対策を進めていく。また、スプリンクラーの設置を推進し、そして消火器等共同購入などにより、全戸配備となるように指導していきたいという報告がございました。

当町にも同じ重要伝統的建造物の建物としましては、ちりめん街道が、その位置に位置づけており、これからも、いろいろと地元の方にご苦勞になるうかと思いますが、大事な建物であり消防署もしっかりとした指導をしていくとのことでございました。

以上で、宮津与謝消防組合からの報告といたします。

議長（今田博文） 次に、宮津与謝環境組合議会の報告をお願いします。

塩見議員。

10番（塩見 晋） それでは、宮津与謝環境組合議会の報告をいたします。

去る2月20日、午後1時30分より、平成27年第1回宮津与謝環境組合議会定例会が与謝野町役場大会議室において開催されました。

議案として、4件の審議を行い、全議案が可決されました。

1件目は、人事案件で監査委員の選任と公平委員会委員の選任の2件であります。

二つ目は、条例改正で環境組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これは宮津市の条例の改正に伴う変更であります。

3件目は、平成26年度一般会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出を、それぞれ919万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7,375万4,000円とするものであります。

歳出の減額理由は、施設建設にかかわる委託業務の入札結果による予算残が生じたためであり、歳入の各市町の分担金も同額減額するものであります。

4件目の平成27年度宮津与謝環境組合一般会計当初予算については、歳入歳出予算の総額は、それぞれ4,167万5,000円であります。議会費、総務費、衛生費であります。平成27年度事業としては、平成26年度の債務負担行為による事業者選定アドバイザー業務のみでしたが、事業の進捗状況に合わせて、補正対応をするということでありました。

定例会終了後、全員協議会が開催され、広域ごみ処理施設にかかわる進捗状況などの説明を受けました。

また、5月に臨時会を開催し、用地取得などにかかわる予算、敷地造成にかかわる債務負担行為の設定、DBO方式による施設整備と運営の概算見積もりに基づく債務負担行為の設定の議案の審議を予定しているとのことであります。

以上、宮津与謝環境組合の報告を終わります。

議長（今田博文） 次に、京都府後期高齢者医療広域連合議会の報告をお願いします。

多田副議長。

副議長（多田正成） それでは、後期高齢者医療広域連合議会の報告をさせていただきます。

去る2月13日に広域連合議会が京都のCOCON・KARASUMAにて開催されましたの

で出席してまいりました。今回の議案は、平成26年度の補正が一般会計と特別会計の2件、新年度予算の一般会計と特別会計の2件、条例改正4件、人事案件2件、ほかには請願案件2件であります。

それでは、それぞれの案件の内容を簡単に報告させていただきます。まず、平成26年度一般会計補正(第1号)ですが3億1,126万8,000円の補正により、予算総額27億4,668万5,000円であります。

歳入は、市町村が行う長寿健康増進事業にかかわる特別調整交付金、臨時特例基金繰入金、財産収入の前年度繰越金であります。歳出は、医療制度事業費補助金返還金、健康事業にかかわる特別対策補助金、財政調整基金への積立金であります。全員賛成で、いずれも可決いたしました。

次に、平成26年度の特別会計補正(第2号)ですが、104億2,058万1,000円の補正により、予算総額3億5,090万7,000円であります。

歳入は、前年度繰越金であります。歳出は諸支出金、過大徴収となっている過年度徴収保険料の還付金及び還付加算金など、厚生労働省の負担金算定の適正化にかかわる返還金となっております。これも全員賛成で可決いたしました。

新年度予算であります。平成27年度一般会計予算総額25億7,241万1,000円あります。

歳入は、市町村からの負担金、事業経費にかかわる円滑民営臨時特例交付金等であります。歳出は、事務局運営や事業にかかわる経費のほか、平成27年度保険料軽減特例措置にかかわる基金積立金であります。23対4の賛成多数で可決いたしました。

同じく平成27年度特別会計予算総額3,184億7,846万3,000円あります。

歳入は、被保険者の保険料、国府負担金及び市町村負担金、協会健保、国保等、保険者からの支援金、臨時特例基金からの繰入金等であります。歳出は、医療給付金等となっております。これも23対4の賛成多数で可決いたしました。

平成26年度の補正と平成27年度の新予算は以上ですが、次に条例の改正がありまして、後期高齢者医療広域連合行政手続条例、後期高齢者医療広域連合情報公開個人情報保護審査会条例、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例、後期高齢者医療に関する条例の一部改正、4議案は、いずれも全員賛成で可決いたしました。

次に、人事案件ですが、副広域連合長の選任についてであります。京都府副知事の山内修一氏が選任され、23対4の賛成多数で同意いたしました。

次に、厚生委員会委員の選任については、長岡京市の長濱英子氏が選任され、これは全員賛成で同意いたしました。

最後に、請願案件ですが、請願第1号、保険料軽減見直しなど、政府の医療制度改革に当たり、命と健康と生活を守るために後期高齢者医療制度の充実を求める請願でありました。

もう1点は、後期高齢者医療制度の低所得者にかかわる保険料軽減特例措置の存続を求める請願でありましたが、いずれも5対22で不採択といたしました。

以上、後期高齢者医療広域連合議会の報告といたします。

議長(今田博文) それでは、最後に、私のほうから報告をさせていただきます。最初に税機構議会の報告でございます。

2月21日、京都市内で開催をされました。まず、人事案件でございますけれども、首長選挙がありまして、綾部市の高倉議員が当選をされました。監査委員につきましては、大山崎の北村議員が選任をされました。

議案でございますけれども、平成27年度一般会計予算、この予算は滞納整理業務及び法人関係税課税事務の執行及び課税事務共同化の推進に要する経費の計上であります。予算総額は、20億9,468万円となっています。歳入は、構成団体からの負担金で、総額は20億7,943万円、与謝野町の負担金は1,780万円となっています。

次に、平成26年度補正予算(第1号)、補正額は3億7,542万円、人件費や業務運営費の年度末までの必要なものについて追加を補正するものでございます。質疑、討論、採決が行われ1号、2号議案は、原案どおり可決されました。そして、新しい取り組みといたしまして、軽自動車の共同化に向けてスタートしたいということでございまして、平成27年度にシステム改修費を計上いたしまして、平成28年度から実施をしたいということでございます。以上が、税機構でございます。

次に、議長報告をさせていただきます。主なものだけ報告をいたします。

山陰近畿自動車道推進大会、これが1月23日、東京の衆議院第一議員会館でございまして、行政と一緒に参加をさせていただきました。

1月28日、野田川大宮道路トンネルの貫通式がございまして、これは多田副議長に出席をいただきました。このトンネルにつきましては、平成28年度には完成をするというふうに聞いております。

それから、2月4日でございますけれども、京都縦貫自動車道が災害のために通行どめになっておりました。早期復旧の要望ということで、2市2町の議長会で行かせていただきました。現場を見せていただいたり、要望をいたしてまいりました。その後、2月14日、午前6時に開通をしたというふうな連絡をいただいております。

2月16日、これは2市2町の議長会が伊根町で開催をされました。出席者は、京都府、それから府会議員、それから各市町の議長、副議長、事務局ということで、総勢17名が出席でございまして、内容につきましては、各市町の議会報告や、そして、京都府の平成27年度予算、地方創生、海の京都、丹後地域の公共事業などについて説明を受けた後に意見交換をさせていただきました。

それから、2月20日でございますけれども、京都府町村議会自治功労者表彰が行われまして、糸井元議員が15年以上の在籍があり表彰を受けられました。

引き続き、第65回定期総会が開催され、会議報告、平成25年度一般会計決算です。平成27年度一般会計予算が提案されて、原案どおり承認をされました。

総会終了後に地方創生をめぐる最近の動向についてということで、京都府自治振興課、稲垣課長さんより講演がありました。まち・ひと・しごと創生の概要版につきましては、皆さんに配付をしておりますので、また、ごらんをいただきたいというふうに思います。以上です。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第4 報告第1号 専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分をいたしましたので、その内容をご報告申し上げます。

今回の専決処分の原因となりました事故は、昨年12月7日に、本町字上山田にあります町有地の法面崩壊により土砂が流出したことで、隣接する個人が経営をする喫茶店、駐車場及び駐車していた車両に損害を発生させたというものでございます。

法面上部には、農業用水路兼公共用水路を設置し、管理は地元の上山田区内農業者に委託をしているのですが、予想以上に枯れ木や落ち葉、土砂などが堆積をし、十分な管理が行えず、水路からオーバーフローした水が法面に浸透したことにより、法面の崩壊を招き、その流出土砂によって隣接する喫茶店、駐車場及び駐車をしていた車両に損害を与えてしまいました。

そこで、当町が加入をする総合賠償保険の保険会社と協議をし、法面崩壊の原因及び土砂の流出により損害が発生したことを町と相手方双方で確認をし、過失割合を町が100%、相手方が0%とした上で、駐車場へ流出した土砂の撤去費用として9万9,360円、駐車していた車両の損害額として9,504円を相手方に支払うことで示談が成立したものでございます。

この示談を受けて、地方自治法の定めにより、和解と損害賠償の額を定めることについて、専決処分をさせていただくこととしたものでございます。なお、現在は万が一、水路が詰まることなどの状況があれば、速やかに対応できるよう近隣住民及び地元の上山田区内農業者と密に連携を図る体制確保を職員に指示をしております。

以上、事故の概要と今後の対応などについて、ご説明を申し上げ、ご報告とさせていただきます。

議 長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第1号を終わります。

次に、日程第5 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、報告第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより、専決処分をしたので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分いたしましたのは、公用車による事故1件でございます。

平成26年12月20日の午後4時ごろ、京都府京丹後市大宮町口大野216番地の京丹後市立大宮中学校敷地内におきまして、与謝野町が保有をする公用車が、相手方の所有物である車どめポールに接触をするという事故が発生をいたしました。幸いにも、けが人はございませんでしたが、公用車は後部のバンパーが破損をし、相手方所有物であります車どめポールは根元を損壊いたしました。

この事故について、当町で加入をする保険会社と相手方で協議をいたしました結果、過失割合を当方が100%、相手方が0%とした上で、公用車が加入をする対物共済から相手方所有物の損害額であります3万6,720円を相手方に支払い、一方の公用車については、損害額12万3,260円の全額を、当町が加入をする一般財団法人、全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の車両共済から負担をするものとして示談が成立をしたものでございます。

この示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして、専決処分をさせていただき、このように、ご報告を申し上げた次第でございます。また、本件は当方100%の過失割合であり、今後とも一層、安全運転に努めるよう、職員に指導してまいりたいと考えております。

以上、ご説明をし、ご報告とさせていただきます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第2号を終わります。

次に、日程第6 議案第3号 与謝野町自治功労者の表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第3号 与謝野町自治功労者の表彰について、提案理由をご説明申し上げます。

垣中均氏におかれましては、平成13年4月に旧野田川町教育委員会教育長に就任をされて以降、3町合併を経て、平成26年6月30日までの13年3カ月の長きにわたり、教育長として自治を推進し、教育行政の発展に寄与されました。よって、与謝野町表彰条例第4条第4号の規定により、与謝野町自治功労者として表彰をしたいので同条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（今田博文） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今田博文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（今田博文） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 与謝野町自治功労者の表彰については、原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第7 議案第4号 与謝野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 議案第4号 与謝野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

与謝野町の一般職非常勤職員であります、嘱託職員及び臨時的任用職員である臨時職員について任用、勤務条件及び賃金に関して地方自治法第203条の2第4項及び地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、十分ご審議をいただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 議案第4号 与謝野町一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例についての詳細につきまして、ご説明申し上げます。

ただいま町長が、ご説明しましたように、いわゆる嘱託職員及び臨時職員につきまして、地方自治法並びに地方公務員法の定めにより任用、勤務条件及び賃金に関して、本条例を制定するものでございます。

議案書3ページ、本条例案をごらんいただきたいと思います。条例第2条及び第3条において、一般職非常勤職員等について、第1号で地方公務員法第17条の規定により任命する嘱託職員と第2号で、地方公務員法第22条第5項により任用する臨時職員を定義いたしております。

第5条では、任用期間を定めており、1号で嘱託職員は1年、臨時職員は6カ月としておりますが、第6条で、最後の任用等を定めており、十分な能力を持った者であることが客観的に実証された場合、新たな任用をすることができることといたしております。

そのほか、この嘱託職員及び臨時職員についての任用方法、賃金の額、通勤の費用弁償、旅費、勤務時間、休暇等の勤務条件等につきまして規定をいたしております。

この中で、第8条では、賃金の額につきまして、議案書8ページの別表一覧のとおり月額、または時間額を職種ごとに定めております。また、議案資料の2ページをごらんいただきますと、嘱託職員と臨時職員の任用の規定につきまして、項目ごとに記載をいたしておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

この条例制定によりまして、嘱託職員、臨時職員の勤務に応じた任用、勤務条件、賃金等について明確に規定し、対応してまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案は、本日については提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第8 議案第5号 与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第5号 与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の条例制定については、去る12月定例会において、機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例をご提案をいたしました際、今後、役場庁舎をどのようにしていくのか、その方向性についてお尋ねがあり、将来、役場各庁舎が老朽化をし、倒壊をする危険性が生じたときなど、その時代に適用した総合庁舎を与謝野町の人々がアクセスしやすい場所に建設することに向けて進んでいくことを表明した次第でございます。そのためには、当然のことながら多額の経費が必要となりますことから、その財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき与謝野町役場総合庁舎建設基金を創設したいと考えており、同法第241条第8項の規定により、条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、十分ご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） それでは、議案第5号 与謝野町役場総合庁舎建設基金条例の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の12ページをごらんください。第1条では、本基金の設置目的を、第2条では、基金の積立額について定めるものであります。

第3条につきましては、第1項で基金の管理について定めるものであり、确实かつ有利な方法により、基金の管理を行うことを規定しております。

第2項では、必要に応じて最も确实かつ有利な有価証券にかえることを可能とする規定でございます。

第4条では、基金の運用益の処理について、定めているものであります。基金の運用益、いわゆる利子収入等につきましても、当該基金に積み立てをするものであります。

第5条につきましては、財政運営を行う上で、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるように定めるとともに、一般会計等の歳入予算に繰り入れて運用できるよう規定するものであります。なお、繰替運用というのは、一般会計等で資金が一時的に不足した場合に、団体の内部で融通できるものであり、各自治体の、このような基金条例におきましても、一般的に規定をしているものであります。

第6条につきましては、基金の処分について定めるものであります。総合庁舎建設にかかわる事業を行う場合におきまして、取り崩すことができるというものであります。

第7条につきましては、委任規定であります。

附則につきましては、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

ここで3時まで休憩します。

（休憩 午後 2時47分）

（再開 午後 3時00分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第9 議案第6号 与謝野町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第6号 与謝野町ふるさと応援基金条例の詳細につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

今回の条例制定につきましては、与謝野町にふるさと納税制度を活用して寄附を行う場合に、現行の活用用途に加えて、例えば、寄附者が希望する特定の区が行う事業への活用を希望する場合や、与謝野町が主体、または支援をするという形で、地域活性化につながると認められる特定の事業への活用のために寄附を募る場合など、単年度事業にとどまらず中期的に実施をし、効果が得られる事業に活用することができるよう、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、与謝野町ふるさと応援基金を創設していきたいと考えており、同法第241条第8項の規定により条例の制定を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、十分ご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 植田企画財政課長。

企画財政課長（植田弘志） それでは、議案第6号 与謝野町ふるさと応援基金条例の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをごらんください。第1条では、本条例制定の設置目的を。第2条では、基金の積立額について定めるものでございます。

第3条につきましては、第1項で基金の管理について定めるものであり、确实かつ有利な方法により基金の管理を行うことを規定しております。第2項では、必要に応じて最も确实かつ有利な有価証券にかえることを可能とする規定でございます。

第4条では、基金の運用益の処理について定めているものでございます。基金の運用益、いわゆる利子収入等につきましても、当該基金に積み立てをするものであります。

第5条につきましては、財政運営を行う上で、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができるように定めるとともに、一般会計等の歳入予算に繰り入れて運用できるよう規定するものであります。

なお、繰替運用というのは、一般会計等で資金が一時的に不足した場合に、団体の内部で融通できるものであり、各団体の、このような基金条例におきましても、一般的に規定をしているものであります。

第6条につきましては、基金の処分について定めるものであります。寄附者が希望する事業を行う場合におきまして、取り崩すことができるというものであります。

第7条につきましては、委任規定であります。

附則につきましては、本条例の施行日を平成27年4月1日とするものであります。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、ご審議いただき、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第10 議案第7号 与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第7号 与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この議案は、近年、京都府北部地域の病院において看護師の確保が非常に困難な状況になっており、特に京都府立医科大学附属北部医療センターにおきましては、新規採用、看護師の充足率は30%から40%と、大変低く、地元行政として支援をする必要があることから、看護師確保の施策として、宮津市、伊根町、与謝野町の1市2町による看護師確保のための修学資金を貸与することができるよう、新たに条例を制定するものでございます。

条例の詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議案第7号 与謝野町看護師等修学資金の貸与に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

この条例は、京都府立医科大学附属北部医療センターにおいて、恒常的に新規採用の看護師不足の状況が続いているため、地元行政として支援をする必要があることから、看護師及び助産師確保の施策として、宮津市、伊根町、与謝野町の1市2町により看護師等資格取得のため、必要な資金を貸与する制度を創設するものです。各規定の主な内容につきまして、議案資料に基づき主な条文のみご説明させていただきます。

議案資料の3ページをごらんください。第2条は、貸与の対象者について規定しており、看護師、助産師養成所に在学する学生を対象者としており、無利息で修学資金を貸与することとしております。貸与額につきましては、規定で定めており一人年額100万円で、貸与人数は10名を予定しております。

第3条は、修学資金の返還免除を規定しており、貸与を受けた者が北部医療センターに貸与を受けた期間に相当する期間勤務すると、全額返還免除としております。この制度を通じて、北部医療センターの看護師等の医療スタッフの確保を図ることで、地域医療体制の充実を推進するとともに、宮津与謝地域全体の看護人材の確保につなげることを目的としております。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第11 議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第8号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図

るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成25年6月14日に、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法が公布をされ、これに伴い、平成26年度に指定居宅介護支援の事業の運営等に関する基準は京都府の条例に、また、指定介護予防支援の事業の運営等に関する基準は、与謝野町の条例に、それぞれ国の省令から委任されることとなりました。

与謝野町では、平成25年度に、同じく地方分権一括法の関連で、地域密着型サービスに関する条例を制定しており、その中で指定居宅介護施設や指定介護予防施設に関する規定を引用する条項がございますが、先ほど申し上げました基準を定める規定の変更によりまして、その引用規定を示す文言を改める必要が生じたため、この条例を改正するものでございます。

内容につきましては、議案資料の新旧対照表にお示しをしておりますとおりですが、まず、第1条の与謝野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第14条中の「以下「指定居宅介護施設等基準」という。」を削除し、第93条2項中、「指定居宅介護支援等基準第13号各号に掲げる」を、「介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の人員等の基準等に関する条例、第15条の規定に基づく京都府規則で定める指定居宅介護支援の」に改めるところでございます。

次に、第2条の与謝野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正は、第16条中の「以下「指定介護予防施設等基準」という。」を削除し、第67条第2号中の「指定介護予防支援等基準第30号各号」を、与謝野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第32号、各号に「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に、「指定介護予防支援等基準第31号各号」を、「同条例第33号各号」に改めるところでございます。

以上、ご説明を申し上げますが、よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第12 議案第9号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてから、日程第14 議案第11号 与謝野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定についての、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第9号について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正をされ、平成27年4月から施行されることに伴い、新教育長の設置に関して関連する条例について、所要の改正等を行うものでございます。

法律改正の概要につきましては、教育長から、また、条例改正等につきましては、教育次長か

ら説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 暫時休憩します。

（休憩 午後 3時15分）

（再開 午後 3時16分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第10号 与謝野町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

従来の教育長は、一般職と特別職の両方の身分を合わせ持っており、一般職と同じ地方公務員法を根拠とする当町の条例により職務専念義務の特例が適用されていましたが、今回の法改正により、新教育長は一般職の身分を失い、特別職のみに位置づけられることとなりましたので、職務専念義務の特例に関する一般職の条例が適用されないこととなります。

一方、今回の改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第11条第5項においては、職務専念義務を定めておりますので、今回、新たに教育長の職務専念義務の特例を規定する条例を制定するものでございます。なお、この条例に規定をする職務専念義務の特例の内容については、従前と同じ内容でございます。

続きまして、議案第11号 与謝野町教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

従来の教育長は、特別職でありながら、一般職の身分を合わせ持つとされており、教育公務員特例法第16条の第2項を根拠とする与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例により、一般職と同じ勤務時間等の条例が適用されていましたが、今回の法改正により、新教育長は一般職の身分を失い、特別職のみに位置づけられることとなりましたので、教育公務員特例法第16条第2項が削除され、与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止することとなりました。そのため教育長の勤務時間等を規定する条例を新たに制定するものでございます。なお、この条例に規定をする勤務時間等の内容につきましては、従前と同じ内容でございます。

以上、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） ただいま、町長から本案の提案説明がありましたけれども、最初に法律改正の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料の14ページ、15ページをごらんください。教育委員会制度は、首長から独立した合議制の執行機関として、戦後、一貫して教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてまいりましたが、一方、現行制度では、一つ目に教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい。

二つ目として、教育委員会の審議が形骸化している。

三つ目、いじめ等の問題に対して、必ずしも迅速に対応できていない。

四つ目、地域の民意が十分に反映されていない。

五つ目といたしまして、地方教育行政に問題がある場合に、国が積極的に責任を果たせるようになる必要があるといった課題があると指摘されてきました。

このため、今回の改正においては、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、一つには、教育行政における責任体制の明確化。

二つ目に、教育委員会の審議の活性化。

三つ目に、迅速な危機管理体制の構築。

四つ目に、地域の民意を代表する首長との連携強化。

五つ目に、いじめによる自殺案件等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化にすることにより、教育委員会制度の抜本的な改革を行うもので、四つのポイントがございます。

ポイントの一つ目といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職として設置されます。新教育長を設置することにより、教育長と4人の教育委員をもって教育委員会を構成することとなり、教育長が教育委員会を代表します。これにより、第一義的な責任者が教育長であることが明確になります。緊急時に際して、教育長が教育委員会の会議を招集し、その対応に当たることが可能となるため、迅速性、機動性が高まることとなります。

また、首長が教育長を直接任命することにより、任命責任も明確になるほか、教育長の任期を首長より短い3年とすることにより、首長が任期中に、少なくとも1回は教育長を任命することができるようになっています。

次に、ポイントの二つ目としまして、教育長へのチェック機能の強化と、会議の透明化でございます。教育委員会が合議体の執行機関である点については変更がないため、新制度においても教育長は教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできません。とはいえ教育長が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることから、今回の改正においては、教育委員会におけるチェック機能の強化等、会議の透明化を図ることとされています。このために、教育長の任期を教育委員の任期よりも短い3年とし、教育長に次のことを義務づけております。

委員によるチェック機能強化として、一つ目に、委員の定数の3分の1以上から会議の招集を請求された場合には、遅滞なく会議を招集すること。

二つ目に、教育委員会から委任された事務の管理、執行状況を教育委員会に報告すること。また、会議の透明化として、会議の会議録を作成し公表することとしてあります。

次に、ポイントの三つ目でございます。今回の改正では、全ての地方公共団体に総合教育会議の設置を義務づけています。総合教育会議は、首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議、調整の場であり、地方自治法上の附属機関に当たるものではありません。この総合教育会議という協議の場の設定により、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題や、あるべき姿を共有して、より一層、民意を反映した教育行政を図ることとしております。

総合教育会議は、原則として首長が招集し、また住民への説明責任を果たすとともに、この理解と協力のもとで、教育行政を行う趣旨から、会議は原則、公開することとされております。

この会議においては、大綱の策定や、その変更に関する協議のほか、教育の条件整備など、重点施策の協議や児童・生徒等の生命、または、身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する

協議を行うこととされております。

最後に、ポイントの四つ目でございますけれども、今回の改正におきまして、首長に、教育に関する大綱の策定が義務づけられました。この大綱は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して、地域の実情に応じ、その地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。これにより、地方公共団体の教育施策に関する方向性が明確になります。

以上が、改正の概要でございます。

それでは、引き続きまして、議案第9号の詳細につきまして、教育次長から説明を申し上げます。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） それでは、議案第9号につきまして、私のほうから詳細説明をさせていただきたいと思っております。

本条例の趣旨といたしましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、昨年6月20日に公布され、ことし4月1日から施行されることに伴いまして、新教育長設置に関連する条例について、所要の改正を行うものでございます。

条例第1条は、与謝野町表彰条例の改正でございます。議案資料の7ページ、新旧対照表をごらんください。新教育長設置によりまして、委員長が廃止されるため、第4条第4項で教育委員会の「委員長及び教育長」とあるのを、「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

次に、条例第2条は、与謝野町における法令遵守の推進に関する条例の改正でございます。議案資料の8ページ、新旧対照表をごらんください。教育長は、一般職の地位がなくなり、特別職となりますので当該条例の対象とするため、特別職の職員のうち、町長及び副町長に教育長を追加するものでございます。

条例第3条は、与謝野町職員の厚生制度に関する条例の改正でございます。議案資料の9ページをお願いします。今回の法改正に伴いまして、与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例は廃止することとなりますので、同条例を引用している箇所を削除するものでございます。

条例第4条は、与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の改正でございます。議案資料の10ページ、11ページをお願いします。新教育長の設置に伴いまして、特別職に教育長を含むこととなるため、第2条第3号に教育長を加え、以下、号を繰り下げ、第3条に第3号を追加します。以下、第10条と次のページ、第15条については、号を繰り下げたことに伴う改正でございます。

次に、別表第1に、教育長の項目を追加します。金額につきましては、現行の与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例、第3条第1項と同額の54万6,000円とさせていただきたいと思っております。

次に、別表第3、委員長の項は職の廃止に伴い削除するものでございます。

次に、条例第5条は、与謝野町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例でございます。したがって、新旧対照はございません。

現行の教育長は、教育公務員特例法第16条により、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件について、ほかの一般職に属する地方公務員とは別に、条例で定めることが規定されておりますが、これは教育長が一般職であることを前提として、その足跡等が、ほかの一般職とは異なることから、別に条例で定めることとしたものでございます。

今回の法改正によりまして、新教育長は特別職となりますので、一般職であることを前提とした規定が削除されました。これを受けまして本条例を廃止するものでございます。

条例第6条は、与謝野町奨学資金貸与条例の改正でございます。

議案資料の12ページをお願いします。新教育長設置によりまして、委員長が廃止されるため、第2条、「委員長」とあるのを「教育長」に改めるものでございます。

なお、附則に施行期日を平成27年4月1日としておりますが、現在の教育長の任期は、平成30年6月30日までとなっておりますので、経過措置を設け、この条例の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、教育長が、なお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の規定は適用せず、改正前、または廃止前の規定は、なおその効力を有するとしております。

以上、長々と説明させていただきましたが、ご説明申し上げましたように、新法の内容に適合するように、当町の関係条例の一部改正、または廃止をご提案させていただいております。よろしくご審議の上、ぜひともご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） ただいまの3案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第15 議案第12号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第12号 与謝野町特別職の職員の給与及び報酬等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一部改正につきましては、厳しい財政状況の中で、財源の確保を図る対策の一環として、また、平成27年度の当初予算を編成する中で、徹底した歳出経費の削減を行いましても、なお多額の歳入不足が容易に予測をされ、住民にもご負担をお願いしなければならない状況でございますので、平成25年、平成26年度に引き続き、私ども特別職の給料の減額を行うものでございます。

さらに、この後にご提案をいたします職員の給与に関する条例の一部改正において、一般職の職員にも、平成25年、平成26年度に引き続き応分の減額をお願いすることとしております。

なお、今回の改正によりまして削減効果につきましては、給料3人分で、およそ110万円を見込むことといたしております。よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第16 議案第13号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第13号 与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の与謝野町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、財源の確保を図る対策の一環として、職員の給料を一律3%カットする措置を実施するため、必要な規定を条例の附則に加えることが主な内容でございます。

今回の改正では、給料の一律カットにつきまして、特に職員には合併以来、平成19年の給与構造の見直しや、平成21年度、また、平成25年、平成26年度における給料の一律3%のカットを含め、給与費の大幅な削減や、欠員不補充による業務量の増大に対して深い理解とご協力をいただいておりますし、職員は、これらのたび重なる要求に対してよく耐え、日常の業務に邁進をしてくれておりますが、平成27年度当初予算編成において、歳出の徹底した削減を行う中で、職員にも再び応分の減額をお願いすることは避けて通れないものと判断をし、職員組合とも交渉を重ねて、その同意を得た上で、このようにご提案を申し上げた次第でございます。

この体制による削減効果につきましては、およそ2,900万円を見込むこととしております。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、お願いを申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第17 議案第14号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正についてから、日程第19 議案第16号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定についての、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第14号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行日を、平成27年4月1日とする、子ども・子育て支援法の施行期日を定める政令が、同年1月23日に公布をされました。

子ども・子育て支援新制度において、幼稚園の保育料は基本的には現行の一律負担から、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定める応能負担に変更することとなります。

利用者負担額につきましては、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例で規定をすることとなりますので、現行の与謝野町立幼稚園、保育料条例は廃止することとなります。

あわせて、利用者負担となる保育料を徴収する事項につきましては、施設の設置に関する条例において、登載することとなることから、別紙のとおり与謝野町立幼稚園設置に関する条例を一部改正する条例を提案させていただくものでございます。条例の一部改正の詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただきたいというふうに思います。

引き続きまして、議案第15号 与謝野町立保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

新制度においては、保育所において保育を行う基準、保育時間が変更となるほか、保育所で行

う事業の規定及び設置する職員の種類についても、条例に追加をしたいと考えておりますので。

議案第15号の提案につきまして、最初から申し上げたいというふうに思います。

この議案は、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立をし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び各地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援制度が創設をされました。新制度においては、保育所において保育を行う基準、保育時間が変更となるほか、保育所で行う事業の規定及び設置する職員の種類についても追加をしたいので、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第16号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

この議案については、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立をし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び各地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援制度が創設をされました。新制度では、徴収すべき保育料の利用者負担額が改定され、幼稚園保育料及び保育所保育料の見直し、それぞれ必要になることから、就学前児童の教育と保育に係る利用者負担額等を一本化した条例を制定するものでございます。

詳細については、先ほどの2件につきまして、あわせて担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 長島教育推進課長。

教育推進課長（長島栄作） それでは、私のほうから議案第14号 与謝野町立幼稚園設置に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案書では31ページ、議案資料では19ページとなっております。

ただいま町長から説明がありましたとおり、子ども・子育て支援法の施行日につきましては、平成27年4月1日からとなっております。子ども・子育て支援新制度における利用者負担につきましては、世帯の所得の状況や、その他の事情を勘案して定めることとされており、与謝野町におきましても現行の一律負担から応能負担に変更することとしております。

4月からの幼稚園保育料、新制度においては、教育標準時間認定を受けた子供、いわゆる1号認定の保育料の額については、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例で規定することとしておりますが、それに関連がありますことから、与謝野町立幼稚園設置に関する条例を一部改正するものでございます。

条文の内容のご説明でございますが、まず、条例の題名につきましては、与謝野町立幼稚園設置に関する条例から与謝野町立幼稚園条例とし、「設置に関する」の文言を削除いたしております。

この削除につきましては、現行の条例では、幼稚園の設置のみの記述となっております。保育料より一時預かり保育料に関する事項についても記述をすることとし、「設置に関する」を削除いたしております。

第3条、保育料などでは、第1項で1号認定、いわゆる教育標準時間認定を受けた子供が教育課程の教育時間に係る分についての保育料の納付について記述をいたしております。

第2項では、教育課程の教育時間終了後における預かり保育に係る保育料の納付に関して記述

をいたしており、第3項では、両方の徴収額及び徴収方法について別で定めることを規定いたしております。この別で定める内容につきましては、与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例において定めることとしております。この幼稚園の条例の中に保育料等の記述につきましては、公立施設の利用者負担額について公の施設の使用料に該当しますので、施設の設置に関する記述のある条例の中で保育料等についても記述するのが適当であると判断に基づきましてのものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） それでは、私のほうからは、議案第15号及び議案第16号につきまして、詳細説明を行いたいと思います。少し説明が長くなるかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第15号 与謝野町立保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

先ほど、町長が説明をいたしましたとおり、新制度においては、保育所において保育を行う基準、保育時間が変更となるほか、保育所で行う事業の規定及び設置する職員の種類についても条例に追加したいと考えますので、所要の改正を行うものです。

新旧対照表に基づきまして、ご説明を申し上げますので、議案資料の20ページをごらんください。

まず、第1条ですが、これまでは「日々保護者の委託を受けて保育に欠ける」児童を保育するために保育所を設置するとしておりましたが、「保育が必要な」児童の保育をするために保育所を設置すると改めます。これは児童福祉法第39条に保育所の定義が規定をされておりますが、保護者から委託を受けて保育することを目的とする施設から保育を必要とする児童を通わせて保育をする施設と改正されたことによるものでございます。

次に、第3条ですが、これまで規定をしておりませんでした保育所の事業を明文化することといたしました。

次に、第3条を改め第4条とし、職員に「主査保育士、若干人」を追加し、さらに第4条を第5条に改め、新たに主査保育士の任務について追加いたしました。

続きまして、第5条を第6条と改め、見出しを委託手続から入所手続に改め、本文の「委託しよう」を、「通わせよう」に改めます。これは、第1条の改正の趣旨と同様の理由によるものでございます。

次に、第6条を第7条に改め、見出しを「保育料等」とし、第1項全文を改め、第2項、第3項を追加しました。

第1項は、通常の保育料を、第2項は、保育短時間認定の児童が8時間を超えて保育が必要となった場合の延長保育料、第3項は、通常は保育を必要としない児童が、一時的に保育が必要となった場合の一時保育料について、規定をしております。

なお、第4項に前3項の徴収額及び徴収方法は別に定めることを規定しておりますが、この後、ご審議いただくで与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例によるものとしております。

次に、第7条を第8条と改め、見出しを「委託の拒否」から「入所の拒否」に改め、本文第1号の「受託」を「保育」に、第3号を「受託」を「入所」に改めます。これも第1条の改正の趣旨と同様の理由でございます。

次に、第9条に、保育時間を規定しております。保護者の就労時間が120時間以上という理由等で、保育標準時間認定を受けた児童の保育時間は、午前8時から午後7時までの11時間、保護者の就労時間が48時間以上120時間未満という理由等で、保育短時間認定を受けた児童の保育時間は、午前8時から午後4時までの8時間とすることを規定しております。なお、町長が必要と認める場合は、保育時間を伸縮し、または変更できることとしております。

第2項には、土曜日の保育時間を午前8時から午後0時までとすることを規定しました。

次に、第10条に、休所日について規定をしておりますが、休所日については、これまでと同様としております。

以上、議案第15号の詳細説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号 与謝野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、ご説明を申し上げます。

町長の説明のとおり、新制度では徴収すべき保育料の利用者負担額が改定され、幼稚園保育料及び保育所保育料の見直し、それぞれ必要になることから、就学前児童の教育と保育にかかる利用者負担額を一本化した条例を制定するものでございます。

なお、現在は保育所の保育料につきましては、与謝野町立保育所保育料徴収規則で、幼稚園の保育料については、与謝野町立幼稚園保育料条例に定めておりますが、本条例案が可決しますと、それぞれ廃止することとなります。

それでは、議案書の37ページをごらんください。まず、第1条は、幼稚園及び保育所の利用者負担額、いわゆる保育料と、一時預かり保育料、延長保育料、一時保育料の額を定めることを規定しております。

第2条は、用語の意義を規定しております。

第3条は、利用者負担額を支給認定の区分ごとに定める旨を規定しております。詳細につきましては、後ほど説明しますが、別表第1は、幼稚園や認定こども園の教育標準時間認定の利用者負担額表。別表第2は、保育所や認定こども園の保育認定を受けた3歳児以上の利用者負担額表。別表第3は、保育所や認定こども園の保育認定を受けた3歳未満児の利用者負担額用となります。

第3条、第2項は、広域入所で私立保育園等を利用された場合の利用者負担額の取り扱いについて規定をしております。

第3条、第3項については、同条第1項、第3号の区分認定を受けた子供、これは3歳未満の子供を指しますが、その子供が年度途中で満3歳に到達した場合でも、別表第3の利用者負担額表によるものとし、当該年度中は利用者負担額の変更をしない旨を規定をしております。

第4条は、月の途中に入退院等をした場合の利用者負担額の日割りについて規定をしております。

第5条は、教育標準時間認定の子供が標準時間を超えて保育を受けた場合は、別表第4の一時預かり保育料を徴収する旨を規定しております。ただし、一月当たりの利用回数が3回以下の場合には無料とします。

第6条は、保育認定の子供が時間延長をして保育を利用した場合は、別表第5により、延長保育料を徴収する旨を規定しております。なお、保育標準時間の11時間を超える保育は実施しないことを保育所条例の第9条で定めておりますので、対象となるのは保育短時間、いわゆる8時間保育の利用の子供だけとなります。1回の利用料は300円としております。なお、一月当たりの利用回数が3回以下の場合は無料とします。

第7条は、支給認定を受けていない子供が一時保育事業による保育を受けた場合は、別表第6により一時保育料を徴収することを規定しております。額については、これまでどおりとしております。

第8条は、利用者負担額等の減免について規定しております。経済的な要件等による減免については、規則で定めることとしております。附則の第2項では、与謝野町幼稚園・保育料条例の廃止を規定しております。附則第4項には、平成26年度から引き続き与謝野町立保育所で保育を受ける子供の利用者負担額が、今回の国の保育料算定基準が、所得税から住民税所得割に変更されたことにより、今回、町が定める保育料の額のほうが、従来額を上回るケースが数件、発生する可能性がございますので、その場合は従前の基準で算定した額を4月分から8月分までに限り徴収することとする旨を規定しております。附則第5項は、激変緩和措置としまして、平成27年度に限り、幼稚園の一時預かり保育料は、新基準で算定した場合と従前の基準で算定した場合の、いずれか低い額を徴収する旨を規定しております。

次に、新しい利用者負担額の設定の考え方について、ご説明を申し上げます。議案資料の24ページ、新制度における利用者負担額（保育料）についてをごらんください。1の利用者負担額の設定についてですが、子ども・子育て支援法において、世帯の所得の状況等を勘案して定める応能負担とするとされております。その上で国の定める水準を限度とし、実施主体である市町村が、その額を定めることとなります。

保育所保育料につきましては、従前から応能負担としておりますが、幼稚園保育料は一律負担としております。今回の基準改正を機に国の考え方に合わせて幼稚園保育料も応能負担に変更することとしました。

次に(1)の新制度における利用者負担額の設定区分についてですが、満3歳以上で教育のみを受ける教育標準認定を1号とし、満3歳以上と3歳未満で保育を必要とする子供を保育認定の2号、3号とし、さらに保育認定を標準時間と短時間に区分し、それぞれの区分に応じた利用者負担額を設定をします。

それでは、認定区分ごとにご説明をいたします。順番が後先になりますが、設定方法の都合上、別表第2、第3に規定しております保育認定の分から説明をしますので、議案資料25ページの3をごらんください。

まず、国の利用者負担額の水準の考え方は、ごらんのとおりです。与謝野町における利用者負担額の考え方ですが、新しい基準は、保育標準時間を現行の保育料と同水準にいたします。これまでは、8時間保育に対する保育料を定めておりましたが、それと同水準の額を11時間保育の額といたしました。その結果、これまでは8時間を超えて保育を受けた場合は、最大で月額4,000円の時間外保育料が8時間の保育料に加算されておりましたが、これまでの8時間分の保育料で最大11時間の保育が受けられることとなります。また、階層区分を現行の11階層が

ら13階層に一層細分化し、現行の負担額以下になるよう設定しました。なお、条文の説明の中でも若干申し上げましたが、平成27年4月分の利用者負担額が、継続入所にもかかわらず、従前の保育料より高く設定される場合が、ごくまれに発生することがわかりましたので、その場合は、平成27年度の本算定までの4月分から8月分までは、現行の基準で算定し、9月分以降は新基準で算定することといたします。

次に、保育短時間認定、すなわち8時間以内の保育認定を受けた子供の利用額は、保育標準時間の負担額から一律2,000円低く設定することといたしました。ただし、8時間を超えて11時間以内の保育が必要となった日は、先ほど申し上げましたように延長保育料を課することといたしております。

議案資料の26ページに現行基準と新基準の比較例を掲げておりますので、今までちょっと長々のご説明を申し上げましたが、その表を見ていただければ、今回の改正の内容が一目瞭然だろうというふうに思いますので、ご参照いただいたらというふうに思います。

続きまして、別表第1で規定しております教育標準時間認定を受けた子供の利用者負担額について、ご説明をいたします。議案資料の24ページの2をごらんください。

まず、国の利用者負担額の水準の考え方は、ごらんとおりですので、ご一読ください。

次に、与謝野町の利用者負担額の考え方ですが、これまで所得状況等を勘案せず一律7,000円の保育料としてまいりましたが、先ほど申し上げたとおり、応能負担に変更することとし、その上で現行の負担額以下になるように設定をいたしました。なお、現行は保育料7,000円と給食費は別設定としていますが、新基準では一月当たりの給食費、約3,500円を含めた形で利用者負担額を設定し、最高額を1万500円としております。

議案資料28ページをごらんください。1号認定の新国基準と2号認定の新基準、そして、1号認定の新基準の比較表となっています。第1号認定の保育料は、まず、2号認定の保育標準時間の階層区分を国が示している1号認定の階層区分におおむね一致するように階層分けし、平均額を階層の水準額としております。例えば2号認定の第3の2階層から第4の3階層までを1号認定の第3の2階層とし、2号認定の第3の2階層から第4の3階層までの保育料の平均額2万500円を水準額としております。さらに2号認定保育標準時間と1号認定の年間受入時間の比率を算出した結果、1号認定は、2号認定の約35%となりましたので、その率を、先ほど算出した水準額に乗じた額を1,000円どめして算定した額が各階層の保育料となります。なお、第5階層については、現行の1万500円の負担額を超えますので、1万500円にいたします。また、第1階層は給食費相当額を下回りますので、相当額の3,500円の設定といたしました。

次に、1号認定の一時預かり保育料についての考え方を説明します。1号認定の子供が教育標準時間終了後の午後2時から午後4時までの一時預かり保育料につきましては、2号認定の短時間保育料とのバランスを考え、2号認定保育料における階層の最高額と1号認定保育料の差額を算定基準として、一月の最大利用日数を17日で除した額を1回当たりの預かり保育料としています。午後4時から午後6時までにつきましては、保育所の延長保育料と同額の300円としております。また、夏休み等の長期休業日についても利用できることとしておりますが、午前9時から午後2時までについては1回500円とします。

議案資料30ページに一時預かり保育料の算定定義等をお示ししておりますので、ご参照ください。

非常に関心の高い保育料の内容でございますので、少し長い時間、説明をさせていただきましたが、よろしくご審議をいただき、ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第20 議案第17号 与謝野町学童保育条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第17号 与謝野町学童保育所条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

本条例改正は、子ども・子育て支援制度が創設されるに当たり、学童保育を利用できる基準について、おおむね10歳未満の小学生としていたものを、その対象を広げ、小学生の全てを対象とするものに改正するほか、町が設置をしております2カ所の学童保育所専用施設外においても、必要な場所において学童保育を実施することができるよう規定するものでございます。

また、これらの改正に伴い条例名も与謝野町学童保育所条例から与謝野町学童保育の実施、及び学童保育所の設置に関する条例に改正をいたしたくご提案するものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第21 議案第18号 与謝野町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第18号 与謝野町行政手続条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

平成26年6月に行政不服審査法関連三法が公布をされ、そのうちの一つであります行政不服審査法の一部を改正する法律が平成27年度から施行をされることにより、本町の行政手続条例についても法に準じたものとするため、所要の改正を行うものでございます。

今回の主な内容といたしましては、1点目は行政指導の際に許認可等の権限を行使し得る旨を相手に示すときは、町は、その権限の根拠法令や要件適合理由などを示さなければならないとしたこと。

2点目は、行政指導の相手方が法令の要件に適合しないと思料したときには、行政指導の中止等を求めることができるようになったこと。

3点目は、法令に違反をする事実があり、それに対する処分や行政指導がされていないと思料する場合は、行政に対し処分や行政指導を求めることができるようになったことでございます。これらは、行政が町民に行う処分や行政指導に対し、町民の権利、利益の保護のための事前手続の充実を図るものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、十分にご審議をいただき、ご承認を賜りたいと思います。

議長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 議案第18号 与謝野町行政手続条例の一部改正につきまして、その詳細をご説

明申し上げます。

先ほど、町長が申し上げましたとおり、行政手続法につきましては、大きく3点の改正がございました。1点目は、行政指導の方式の改善でございまして、従来は、行政指導の際、行政庁は、その相手方に対し、その行政指導の趣旨や内容を示さなければならないということにとどめられておりましたが、それに加え、その権限を行使し得る根拠となる法令の条項、その条項に規定する要件、その要件に適合する理由を示さなければならないこととなったものでございます。

2点目は、行政指導の中止等の求めと、その調査業務についての規定でございまして、法令違反の行為の是正を求める行政指導があった場合、その相手方は、その行政指導が規定された要件に適合しないと思ったときは、その行政指導の中止等を求めることができるとしたものでございます。さらに行政庁は、その申し出があった場合、必要な調査を行い、要件に適合しないと認めるときは、その行政指導の中止等の措置をとらなければならないとしたものでございます。

3点目は、処分や行政指導の求めと、その調査義務についての規定でございまして、法令に違反する事実がある場合、その行為に対して行政庁が処分や行政指導を行っていないと思ったときは、誰でも行政庁に対し、その処分や行政指導を求めることができるとしたものでございます。また、この場合、行政庁は必要な調査を行い、その結果、処分や行政指導を行う必要があると認めるときは、それをしなければならないとした規定も含まれております。

以上、3点が今回の行政手続法の一部改正の主な内容でございまして、本町におきましては、行政手続法の趣旨に沿った与謝野町行政手続条例がございまして、この条例についても今回の法改正の趣旨により、法改正と同様の内容を規定するため、同条例の一部改正をご提案させていただくものでございます。

なお、施行期日は、改正法の施行日と同様、平成27年4月1日としております。また、この改正に伴いまして、与謝野町税条例の規定中に条ずれが生じることとなりますので、附則におきまして、これを修正する一部改正を行っております。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、十分ご審議を賜りまして、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第22 議案第19号 与謝野町企業誘致条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第19号 与謝野町企業誘致条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、町外からの企業誘致に目を向けるだけでなく、企業間、あるいは企業と行政、さらには地域住民も含めて産業振興への意識が同じ方向を目指し、町ぐるみで地域経済の活性化に取り組む機運を高めることを目標に行うものでございます。主な改正の内容につきましては、条例の名称の変更はじめ奨励事業所指定の要件緩和、指定申請手続の簡素化、奨励措置の追加及び奨励金等の交付額の充実などでございます。

以上、簡単に申し上げましたけれども、詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 小室商工観光課長。

商工観光課長（小室光秀） 議案第19号 与謝野町企業誘致条例の一部改正について、町長から提案理由をご説明申し上げましたので、私からは引き続き一部改正条例の概要について、ご説明を申し上げます。

この条例の一部改正の背景を申し上げますと、平成18年3月に現行の与謝野町企業誘致条例の制定以降、本条例に適合する企業の進出やベンチャー的企業の参入等は実現しておらず、その原因はバブル崩壊による我が国の産業の長期低成長、製造業の海外生産移転に伴う国内産業の空洞化などの理由が挙げられ、全国の市町村において、企業誘致活動は苦戦を強いられている現状でございます。

このような状況の中、当町では平成24年3月に与謝野町中小企業振興基本条例を制定いたしました。この基本条例には、町の責務として、町は社会経済情勢の変化に対応した中小企業の振興のための適切な施策を推進するという内容を規定しております。

町長からの提案説明にもありましたように、これは町外からの工場等の企業誘致に目を向けるだけでなく、町ぐるみで地域経済の活性化に取り組む機運を高めることとしているものでございます。また、小規模でも町内の空き事務所や空き工場等を活用して事業展開しようとする幅広い産業の立地を支援するための施策も必要でございます。このような背景から、本条例の一部改正を行い、広い視点で企業立地等を推進し、本条例の目的である産業振興と雇用の拡大を実現させるものでございます。

改正の概要につきまして、議案資料の46ページから52ページの与謝野町企業誘致条例の一部改正案の概要を抜粋してご説明申し上げます。

まず、町内に企業誘致を推進するほか、町内企業の新たな企業展開を活発化させるため、題名を与謝野町企業誘致条例から与謝野町企業立地促進条例に改めます。

次に、第3条では、奨励事業所等の要件について、投下固定資産の金額を緩和するとともに、町内事業者が町内に事業所を新設、または増設した場合でも、一定の条件に該当すれば奨励事業所の指定を受けられることとしております。さらに同条では業種について製造業、製造業に属する事業に類する事業、自然科学研究所、情報関連産業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業及び宿泊業、飲食サービス業の八つに分類するとともに、投下固定資産額も分類に応じて、さらに町民の正規雇用者の増加数も6名以上から2名以上に緩和いたします。

次に、第4条では、与謝野町企業誘致検討委員会を設置せず、町長において審査の可否を決定することにより、指定申請手続を簡素化させ、民間事業者の事業展開スピードに合わせるよう迅速な対応を行います。

次に、第5条及び第6条では、奨励措置を充実させるため、現行の奨励金及び利子補助金の交付に加え、助成金の交付を追加するとともに、利子補助金について支援する額を充実させます。一方、企業立地に対しましては、将来にわたって継続した操業を求めることは言うまでもなく、立地後、数年で撤退するような場合には、交付した奨励金等の返還を求める考えも必要なことから、奨励事業所の取り消しだけでなく、奨励金等の返還を求める規定も第8条に盛り込んでおります。

以上、議案第19号 与謝野町企業誘致条例の一部改正について、その概要をご説明申し上げます。

ました。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第23 議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

これは1期を3年間としております第6期介護保険事業計画の策定に基づき、平成27年度から平成29年度までの介護保険料を規定するものでございます。今回、第6期の介護保険料につきましては、国の政令改正により第1号被保険者の負担割合が第5期の21%から22%に引き上げられたこと、また、新たな地域密着型のデイサービス事業所の開設や近隣市に設置をされる予定の特別養護老人ホームへの入居見込みをはじめとする給付費の増加を見込み、一方で市町村判断で可能とされる保険料の所得段階の見直しを行った結果、第6期の介護保険料の月額基準額は5,850円となりました。これは第5期の4,975円と比較をし、875円の増額となります。条例の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） それでは、議案第20号 与謝野町介護保険条例の一部改正につきまして、詳細説明を行いたいと思います。

議案資料によりまして、ご説明を申し上げたいと思いますので、57ページ、58ページをごらんください。

ここには平成24年度を始期とする第5期の介護保険料と第6期の介護保険料を比較しながら、ご説明をいたします。

まず、65歳以上の第1号被保険者数ですが、第5期では3年間で延べ2万2,191人と推計をしておりましたが、第6期は延べ2万3,049人と、858人の増加を見込んでおります。

次に、要介護、要支援認定者数ですが、第5期は3年間で延べ4,634人と推計しましたが、第6期は延べ5,327人と693人の増加を見込んでおります。

次に、要介護認定者がサービスを利用する割合を受給率と呼んでおりますが、第5期の実績では81.5%程度の方がサービス利用をされておりますが、第6期もほぼ同様で見込んでおります。これらの要素で各サービスの利用者数、利用料を介護度別に予測して算定した給付費見込み額は、第5期は3年間で約73億3,246万円でしたが、第6期は約81億2,634万円となり、7億9,388万円の増加となります。算出した給付見込み額の22%から調整交付金を差し引いた額が、第1号被保険者の介護保険料となります。その額は3年間で約15億3,700万円となります。

次に、所得段階について、ご説明をいたします。介護保険料は被保険者の所得状況によって負担額を決定しますが、第5期では特例の二つの段階を含めて11段階に分類をしておりましたが、第6期は、国の基準変更に伴い特例段階を廃止した11段階に改正をいたします。その結果、保育料基準月額、第6期では第5段階が、その基準月額になりますが、5,850円となり、第

5期の基準額、これは第4段階が、その基準額になりますが、4,975円ということで、875円の増額となります。なお、第5期におきましては、介護保険事業基金と財政安定化基金交付金を合計6,870万円投入することで、保険料基準額を約280円減額できましたが、第6期については、基金残高が現状予測では1,000万円を切る見込みですので、投入は断念し、さらに財政安定化交付金は、第5期のみ取り扱いで交付されるものでございますので、基金等による減額を行うことができませんでした。所得段階については、表のとおりですが、第6段階以上の料率を前期よりアップし、低所得者層の負担軽減を図りました。

なお、第1段階は、第5期の第1段階、第2段階を統合し、料率を0.5としておりますが、生活保護受給者及び非課税世帯の老齢福祉年金受給者、または本人年金収入等が80万円以下を対象としている、この段階については、国の新制度で公費負担により0.5の料率を0.45に軽減する予定となっております。しかしながら、本件に対する国の政令が、きょう現在、公布をされておられませんので、料率を0.5のままで提案をさせていただいております。国は町議会開会中に政令の公布が間に合わない場合は、軽減措置であり、対象者の不利益処分にはならないため、専決による条例改正を行うことを一つの案として示しております。そのような対応をとらせていただきたいというふうに、現在、考えております。

また、附則に加えております介護予防、日常生活支援総合事業等に関する経過措置につきましては、新しい総合事業としまして、平成27年4月から実施することが定義づけられておりますが、介護予防及び生活支援の体制整備等により、平成27年4月から実施できない場合につき、その実施時期を条例に掲げることとされております。したがって、当町が実施猶予期間である最終年度の平成29年4月から実施するというように規定をしております。

最後に、議案資料の53ページをお開きください。与謝野町介護保険条例の新旧対照表を記載しております。先ほど申し上げましたとおりの保険料の改定について条文を整理したものでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第24 議案第21号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第21号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

京都府の老人医療助成事業費補助金交付要綱が、平成27年度に一部改正をされることに伴い、関係する条例についての所要の改正を行うものでございます。現行の制度では65歳から69歳までの方で、老人医療制度の受給資格のある方の医療費の自己負担割合については1割としておりますが、今回の一部改正により平成27年4月1日以降の自己負担割合は2割となります。従来から老人医療制度における自己負担割合につきましては、70歳から74歳の自己負担割合に合わせて1割としておりましたけれども、国において昨年、医療制度の見直しがあり、70歳か

ら74歳の自己負担割合が2割に変更されたことを受け、京都府におきましても老人医療制度の見直しが検討された結果、今回の制度改正が行われるものです。

また、資格要件につきましても、平成27年8月以降に新たに65歳になる方から、世帯の年齢構成によって区分していた世帯累計を廃止、世帯構成に関係なく対象者が所得税非課税世帯であることに一本化するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきたいというふうに思います。

議長（今田博文） 前田保健課長。

保健課長（前田昌一） 議案第21号 与謝野町老人医療費の支給に関する条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

今回の条例改正では、2点について制度改正を行うものでございます。まず、1点目ですが、国において、昨年、医療制度の見直しがあり、70歳から74歳の自己負担割合が1割から2割に変更されたことを受け、京都府におきましても市町村の意見を聴取しながら老人医療制度の見直しについて検討がなされた結果、老人医療制度の対象年齢でございます65歳から69歳までの医療費の自己負担割合について、従来より70歳から74歳の自己負担割合に合わせる考え方から、今回の改正で2割に変更するものでございます。

2点目ですが、資格要件につきまして、改正前では寝たきりやひとり暮らしの方、世帯構成が60歳以上の方だけの世帯を特別老人、60歳未満の若い方と同居のある世帯を一般老人世帯として区分し、特別老人世帯は本人及び配偶者の所得が所得基準以内であること。一般老人世帯は本人及び扶養義務者に所得税が課せられていないことを要件としていますが、これらの世帯累計を廃止し、平成27年8月以降、新たに65歳になる方の資格審査から所得要件を所得税の非課税世帯に一本化するものでございます。

一部改正の内容につきまして、議案資料の新旧対照表に基づき主な条文のみご説明させていただきます。議案資料の59ページをごらんください。

第2条は、老人医療費の支給に関して規定しており、老人医療費として助成する額は、現行では3割の自己負担額から高齢者医療確保法第67条に規定する一部負担金に相当する額である1割分を除いた2割に相当する額を現物給付することで、最終的な窓口負担が1割となるよう規定しておりますので、今回の一部改正により最終的な窓口負担が2割に、老人医療費の助成額が1割となるよう条文を整理するものでございます。

次に、資格要件に関する改正点について、ご説明いたします。資格要件につきましても、第2条で規定しておりますが、現行条例では第1号の障害者から第4号の老人世帯に属する者までを老人世帯、第5項を一般老人世帯とする世帯類型に区分しておりますが、今回の改正では世帯類型を廃止するため、第1号から第4号を削除し、本人並びに扶養義務者について所得税が課せられていないことを要件とする規定を加えるものでございます。

次に、改正前の第4条、支給の制限につきましては、改正前の第2条、第1号から第4号に規定する特別老人世帯の所得制限に関する規定であり、世帯類型を廃止することに伴い条文を削除し、第5条を第4条とし、以下、1条ずつ繰り上げるものでございます。

最後に経過措置について、説明いたします。世帯類型を廃止し、対象者を所得税非課税世帯の

方に一本化をすることは、本年8月以降に新たに65歳になる方から対象となります。既に65歳になっておられる方が新たに受給要件に該当する場合や、既に受給資格のある65歳から69歳未満の方の受給者証の年度更新におきましても、改正前の世帯類型により判定を行うこととなるため、附則第3項に経過措置を設け、改正前の世帯類型による判定の結果、受給資格を有することになる特別老人世帯の受給者については、改正後の第2条に規定する資格要件に該当するものとみなす規定を設けております。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただき、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第25 議案第22号 与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第22号 与謝野町一般廃棄物処理及び保管施設条例の一部改正について、提案の理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、平成25年8月に山・耕地番の重複を解消するために実施をされました法務局による山地番の耕地番への変更に伴いまして、山地番の数字に一律7000を加えることで耕地番に変更する不動産登記が行われました。

本条例の別表第1の6番目に規定をしております野田川衛生プラントの位置も、もともとが山地番でしたので、今回の不動産登記の例に倣い、山地番の「1番地4」に、「7000」を加えまして耕地番の「7001番地4」に改正しようとするものでございます。野田川衛生プラントの地番等の変更に伴って、この条例を改正するべきところでしたが、思いが至らず提案が遅くなりましたこと、おわび申し上げたいと思います。

したがいまして、施行期日は公布の日からとし、条例の適用日は不動産登記が行われました平成25年8月5日からとするものでございます。

よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第26 議案第23号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） 議案第23号 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の変更につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

平成27年4月1日から宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会の事務局の担当市町を変更することに伴い、規約の一部を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決を求めらるものでございます。

なお、事務局の任期につきましては、審査会の設置時の申し合わせにより、与謝野町と宮津市

の2年ごとの持ち回りとしております。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

先ほどの議案第20号について、訂正があります。

浪江福祉課長。

福祉課長（浪江昭人） 失礼をいたします。先ほど、最後の説明で59ページの新旧対照表というふうに申し上げましたが、53ページの新旧対照表の誤りでございましたので、訂正をいたします。申しわけございませんでした。

議 長（今田博文） ここで4時55分まで休憩します。

（休憩 午後 4時40分）

（再開 午後 4時55分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、会議を再開します。

本日の会議は、午後5時以降も続行します。

次に、日程第27 議案第24号 平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第24号の平成26年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正は9,238万7,000円を減額をし、総額を121億3,940万9,000円とするものでございます。この補正予算につきましては、国の緊急経済対策により地域住民生活等緊急支援のための交付金が交付されることとなり、総額9,300万円の国庫補助金が含まれております。国の地方への好循環に向けた緊急経済対策を踏まえ、平成27年度予算の重点施策として実施予定でありました産業振興関連事業を、今回の補正予算に前倒して計上し、切れ目のない経済対策を実施できるよう13カ月予算として編成をしております。

なお、この後、副町長から予算の中身につきまして、説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） それでは、私から予算の中身につきまして、説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案説明にもありました、国の緊急経済対策の交付金を活用し実施をいたします事業から、かいつまんで説明をさせていただきます。

まず、27、28ページをお開きいただきたいと思います。第2款総務費、第1項総務管理費、企画費の定住支援事業では、人口減少に伴い空き家及び管理されていない住宅が今後ますます増加することが予想されるため、総合的な空き家対策等を実施する前段階として、町内の空き家及び危険家屋の実態調査を行うための経費を153万4,000円追加いたしております。次に、企画一般経費では、与謝野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するに当たり、専門の見地からの意見などを計画に反映できるよう有識者会議を設置することとしており、その会議に出席をしていただく委員の方々の謝礼として59万2,000円を追加いたしております。

次に、31、32ページ、第15目の地域交通対策費、北近畿タンゴ鉄道利用促進対策事業では、特急車両のディスカバリー号をあかまつ、あおまつ、くろまつに続くデザイン車両へ改修を行い、JR京都駅から丹後地域への観光客の誘客や鉄道利用促進を図るための改善経費を795万2,000円追加するほか、事業実績に伴う減額など、総額177万円を減額をいたしております。ディスカバリー号の改修経費につきましては、北近畿タンゴ鉄道再生支援事業費補助金に含まれております。

次に、49、50ページ、第6款農林水産業費でございます。第3目の農業振興費、与謝野町クラフトビール醸造事業では、与謝野ブランド戦略のものづくり産業の強化の一つのプロジェクトとして京の豆っこ米、大豆、京野菜に加えて、新たな与謝野町産農業ブランドの拡充のため、ホップの試験栽培に取り組む経費を、総額で890万4,000円追加いたしております。このホップ栽培が軌道に乗り、安定供給が可能になりました暁には、事業名にありますように与謝野産クラフトビールの醸造につなげていければと考えているものでございます。

次の与謝野町ICT農業実践事業では、e-案山子によるハウス栽培用アプリケーション開発、ハウス栽培にSOFIXの導入、水稻SOFIXの拡大など、与謝野町の新しい農業モデルの構図を図るための経費を総額で438万円追加をいたしております。

次に、53、54ページ、第7款商工費の中の与謝野ブランド戦略事業は、産業振興会議で議論してきた内容の具現化を目指すため、ものづくり産業の強化、プロモーションの強化、エリア構築の三つのプロジェクトに取り組むことにしており、各プロジェクトをデザインマネジメントできるアドバイザーの招聘、各プロジェクト振興に適したデザイナー、クリエイター等の招聘経費など、総額1,996万円を追加をいたしております。

次の消費刺激・生活支援事業では、回復のおくれる地方の消費喚起や生活支援を図るため商工会と連携し、プレミアムつき振興券事業を実施することといたしております。第19節負補交、商工会特別事業補助金を5,300万円追加いたしております。第4目観光費、観光地域づくり組織支援事業では、海の京都構想に基づく観光地域づくりを推進するためには、観光協会が地域を牽引していくことが不可欠となりますが、現状の観光協会では、マンパワー不足であるため、外部招聘による組織強化を図り、自走する組織づくりを実現するため、第19節負補交、観光地域づくり組織支援事業補助金を732万4,000円追加いたしております。

以上が、国の交付金を活用し、実施する事業となりますが、説明いたしました事業全てを平成27年度に全額、繰越明許することといたしております。

それでは、歳出の初めに戻りまして、その他、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。予算書、戻っていただきまして25、26ページをお開きいただきたいと思います。

全科目にわたる共通点ですが、今年度の事業実績の見込める事務事業につきましては、不用となります経費につきまして減額をさせていただいております。

第2款総務費、第1目一般管理費、職員人件費では、本年度末に勧奨退職により退職する職員2名分の退職手当組合特別負担金を345万6,000円追加するなど、人件費総額で809万9,000円を減額しております。

次に、29、30ページ、第12目有線テレビ管理費、施設の管理運営事業では、雪害による光ケーブルの張りかえ工事などが必要となったことから、ケーブル移設工事費などを577万円

追加いたしております。有線テレビ施設整備事業では、第13節委託料を1,080万円減額しております。これはインターネット通信速度が、夜間、落ち込む原因調査を実施するため、トレーサビリティ機能を追加する予定でありましたけれども、CATVセンターの通信速度を増強した以降、夜間におきましても通信速度が比較的安定しているため、トレーサビリティ機能を導入を見送ることにしたものでございます。

次のページ、第15目地域交通対策費、地方バス路線運行維持支援事業では、生活交道路線維持費補助金を1,263万7,000円追加いたしております。これは200円バス運行を実施したことに伴い、利用者は増加しているものの、運賃収入額が大きく落ち込んでおります。そのための激変緩和措置として補助金額を増額するものでございます。

35、36ページの第3款民生費、社会福祉協議会活動助成事業では、社会福祉協議会補助金を304万3,000円追加いたしております。これは社協事業であります移送サービス事業の実績見込みから収支不足分を支援するものでございます。

次のページにかけての臨時福祉給付金事業は、当初見込み時点では国の指示により単純に住民税非課税者の人数を対象者見込みとして計上いたしておりましたが、本人非課税でありましても課税者に扶養されているなどの場合は対象外となるため、見込みから大きく減少することとなり、総額で4,578万8,000円を減額いたしております。

次のページ、社会福祉総務費一般経費では、介護保険特別会計の保険給付費の決算見込みから介護保険特別会計繰出金を786万8,000円追加いたしております。

次に、41、42ページの第2項児童福祉費、児童手当支給業務では児童手当の支給見込みから1,600万円を減額いたしております。

次のページ、第4款衛生費でございます。保健衛生総務費一般経費では、簡易水道特別会計の水道使用料の落ち込みに伴う収支不足及び財政調整分として繰出金を1,060万円追加いたしております。

次に、51、52ページの第6款農林水産業費でございます。有害鳥獣防除施設設置事業におきまして、与謝野町野生鳥獣被害対策運営協議会が事業実施主体となり事業実施されたことから、大きく事業費が減額することとなり、総額で3,190万円を減額をいたしております。

次に、57、58ページの第8款土木費、道路橋梁費、除雪対策事業は1月29日の臨時議会以降も除雪作業が必要な天候が続いておりますので、今後の見込みから第13節委託料、除雪作業委託料を2,500万円追加するほか、備品購入費を除雪機購入実績から174万4,000円減額をいたしております。

次のページ、第3項河川費、河川改修事業では石川地区の堂谷樋門の改修工事費を全額減額し、平成27年度当初予算に計上することとしたため、総額で1,183万1,000円を減額をいたしております。第5項都市計画費、公共下水道事業では、公共下水道一般経費、下水道特別会計繰出金を宮津湾流域下水道排水負担金の見込み等により4,130万円減額をいたしております。

少し飛びまして69、70ページから次のページにかけての12款公債費の第2目利子は、各種事業の起債発行額の確定等により利子総額で701万3,000円減額をいたしております。以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。予算書、戻っていただきまして、17、18ページをお開き願います。第1款町税は町民税及び町たばこ税を、それぞれ調定見込みによる追加、あるいは減額するなど、町税総額で1,817万5,000円追加をいたしております。第9款地方交付税は、普通交付税について交付決定により3,533万5,000円を追加いたしております。

第13款国庫支出金でございます。民生費の国庫負担金、児童手当負担金を支給見込みから1,149万1,000円減額をいたしております。また、同じく国庫補助金で生活支援型交付金と地方創生先行型交付金、歳出でも申し上げました国の経済対策の交付金として、総額9,300万円を追加いたしております。地域消費喚起生活支援型交付金の5,100万円は、プレミアムつき振興券事業に充当し、地方創生先行型交付金の4,200万円は振興券以外の事業に充当することといたしております。第2目民生費国庫補助金、臨時福祉給付金の給付見込みなどから総額4,244万9,000円を減額をいたしております。

14款府支出金では、林業補助金みどりの公共事業補助金は、事業がえなどにより3,344万7,000円を減額をいたしております。また、第8目消防費補助金、地域防災力総合支援事業補助金は平成26年度に購入した積載車、ポンプ車の購入経費全額に対して2分の1の補助金が交付されることになり、748万円を追加いたしております。

次のページ、第17款繰入金は、基金繰入金を総額で1億2,103万7,000円減額をいたしております。財政調整基金を1億2,000万円減額し調整するほか、ふるさとづくり基金を事業実績により繰入額を調整をいたしております。

次のページ、第20款町債は、各事業の事業実績のほか、各種補助金の交付見込みから発行額を調整し、2,470万円を減額をいたしております。なお、12ページの第4表、地方債補正には、同額を計上し追加、あるいは変更をいたしております。

次に、10ページにつきましては、第2表、繰越明許費補正を計上いたしております。先ほど来、申し上げております国の経済対策に伴う事業を翌年度に繰り越すほか、地元調整等に時間を要したことにより、年度内完了ができない可能性のある事業を追加をいたしております。

次のページには、第3表、債務負担行為補正を計上いたしております。これは加悦中学校改築事業の着工がずれましたことに伴い、平成26年度工事実施予定工事が後年度にずれ込むことになりましたので、債務負担行為の期間は、そのまま、限度額を19億1,300万円から22億8,100万円に変更するものでございます。今後は特別交付税、また、未来戦略一括交付金等の交付決定により予算が変動することが想定されますが、例年と同様に3月末日の専決処分による処理をいたしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上が、平成26年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第28 議案第25号 平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第25号の平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は2,009万9,000円を減額し、総額を7億5,187万9,000円とするものでございます。

まず、歳出から、主なものにつきまして、ご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第1款総務費、第2目財政管理費では、基金積立金で財政調整基金積立金を433万円追加をいたしております。上水道への統合に向けての積み立て分のほか、基金利子分を積み立てるものでございます。

第2款維持管理費は、浄水場等の施設管理経費の実績見込みから268万1,000円減額をいたしております。

次のページにかけての第3款改良費は、温江、石川地区内の下水道工事に合わせ実施をしております配水管布設がえ工事を追加するほか、入札による請負減など、実績により第13節委託料及び第15節工事請負費などを、総額で1,922万3,000円減額をいたしております。

第4款公債費は、町債利子の確定に伴い250万9,000円減額をいたしております。

第5款予備費は79万3,000円を追加をし、調整をいたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。11、12ページをお開き願います。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は収入見込みにより310万1,000円減額をいたしております。

第6款繰入金は、一般会計繰入金を収支不足及び財政調整分として1,060万円を追加をいたしております。

第8款諸収入、第2項雑入、消費税還付金は控除額の確定から839万5,000円減額をいたしております。消費税につきましては、使用料等の課税売り上げが、施設改良などの課税仕入れを上回る場合に納付、逆の場合は還付となるものでございます。ただし、補助金、交付金及び償還元金に充当をした繰入金は、特定収入として課税仕入額から控除をすることとなり、確定申告で、その控除額が確定をいたしましたので、還付金を減額するものでございます。

第9款町債は、事業実績により総額で1,930万円減額をいたしております。なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成26年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第29 議案第26号 平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、議案第26号 平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は4,130万円を減額し、総額を16億9,938万9,000円とするもので

ございます。

まず、歳出から主なものについて、ご説明を申し上げます。13、14ページをお開き願います。第2款維持管理費、第1項維持管理費は、宮津湾流域下水道排水負担金を精算見込みにより減額するなど、総額で4,143万1,000円減額をいたしております。

第5款予備費は13万1,000円追加をし調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入につきまして、ご説明を申し上げます。11、12ページをお開き願います。第5款繰入金は、一般会計繰入金を公共、特環総額で4,130万円減額をしております。歳出で申し上げました排水負担金等の減額に伴い調整をするものでございます。

以上が、平成26年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第30 議案第27号 平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第27号の平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定のみ補正でございます。6,437万8,000円を追加をし、総額を26億3,926万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出から主なものについて、ご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款保険給付費は給付見込みにより追加、あるいは減額するなど調整をし、総額で4,794万8,000円を追加をいたしております。保険給付費につきましては、住宅での介護サービス利用者数が想定以上に伸びたことが大幅に増額となった要因でございます。一方で施設介護サービス給付は減少をしております。

18、19ページの第3款地域支援事業費につきましても事業見込みや事業実績により追加、あるいは減額をいたしております。

第8款予備費につきましては98万5,000円を減額し調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款保険料、第1項介護保険料は、収入見込みにより1,212万2,000円を追加をいたしております。

第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款府支出金までは、交付見込み額により、それぞれ追加をしております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険給付や各種事業の実績見込みから追加、あるいは減額するなど、総額で786万8,000円を追加をいたしております。第2項基金繰入金、第1目介護保険事業基金繰入金は、収支不足を補うため600万円を追加をし調整をいたしております。

以上が、平成26年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第31 議案第28号 平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、議案第28号の平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定では3,771万9,000円を追加をし、総額を28億4,415万6,000円とするものでございます。また、直診診療所勘定では182万2,000円を減額し、総額を8,947万1,000円とするものでございます。

まず、事業勘定の歳出からご説明を申し上げます。14、15ページをお開き願います。次の16、17ページにかけての第8款保健事業費、第1項保健事業、第2目保健衛生普及費は、がん検診を受けられた国保受診者分につきまして、京都府特別調整交付金が交付されることとなりましたので、第13節委託料、がん検診委託料を319万円追加をいたしております。

第1款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は平成25年度療養給付費等負担金額の確定に伴い、第23節償利割返還金を3,398万1,000円追加をいたしております。

第12款予備費は7万1,000円を追加をし調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款国民健康保険税は、それぞれ調定見込みにより追加、あるいは減額するなど、国民健康保険税総額で2,524万3,000円を追加をいたしております。

第7款府支出金、第2項府補助金、特別調整交付金は、がん検診委託料に対して交付金が交付されることとなりましたので193万4,000円を追加をしております。

次のページ、第10款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、保険事業分など、総額で499万5,000円を追加をいたしております。

第12款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料は、一般被保険者、退職被保険者、それぞれ延滞金を収入見込みから、総額で520万2,000円追加をいたしております。

次に、直営診療所勘定の歳出について、ご説明を申し上げます。28、29ページをお開き願います。第1款総務費、第1項施設管理費では、診察用の機の購入経費のほか、診療所玄関にエアカーテンを設置する工事費を総額45万円追加をいたしております。

第2款医業費、第1目医療用機械器具費は、血圧計及び携帯用酸素吸入器の購入経費を20万4,000円追加をいたしております。

第5款予備費は247万6,000円を減額し調整をいたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。26、27ページをお開き願います。第1款診療収入、第1項外来収入は収入見込みにより総額727万8,000円を追加をいたして

おります。

第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は今後の収入見込みから910万円を減額いたしております。以上が、平成26年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。ご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第32 議案第29号 平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) それでは、議案第29号の平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は1,350万円を減額し、総額を2億6,848万5,000円とするものでございます。

まずは、歳出からご説明を申し上げます。12、13ページをお開き願います。第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、見込みにより総額で1,250万円を減額しております。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は100万円減額をいたしております。以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入について、ご説明を申し上げます。10、11ページをお開き願います。第1款後期高齢者医療保険料は、保険料の収入見込みにより総額で1,250万円減額をいたしております。

第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金は歳出と同額の100万円を減額をいたしております。以上が、平成26年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第33 議案第30号 平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) 議案第30号の平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げたいと思います。

今回の補正は、収益的収支並びに資本的収支の補正でございます。まずは、収益的収支から、ご説明を申し上げます。5、6ページをお開き願います。収益的収入は、第1款水道事業収益、第1項営業収益で水道使用料を給水量の減少を見込み612万9,000円を減額いたしております。収益的支出は、第1款水道事業費用、第1項営業費用で、委託料や修繕費等を実績見込みから減額をするなど、総額で201万7,000円減額をいたしております。第2項営業外費用、第3目消費税は決算見込みから61万8,000円を追加をいたしております。

次に、資本的収支について、ご説明を申し上げます。7、8ページをお開き願います。資本的

収入は、第1款資本的収入、第2款分担金で、加入負担金を水道加入件数の増加を見込み26万円追加をいたしております。

資本的支出は、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第2目配水管事業費を工事实績から121万7,000円を減額いたしております。以上が、平成26年度与謝野町水道事業会計補正予算(第3号)の概要でございます。ご審議の上、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(今田博文) 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

次に、日程第34 議案第31号 平成27年度与謝野町一般会計予算から日程第44 議案第41号 平成27年度与謝野町水道事業会計予算の11議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山添町長。

町長(山添藤真) それでは、議案第31号から議案第41号までの平成27年度与謝野町一般会計予算ほか九つの特別会計、一つの事業会計予算につきまして、一括してご説明を申し上げます。

平成27年度は、私が町長就任後、初めての当初予算編成となることから、本議会の開会の冒頭におきまして、私から平成27年度に向けて町政運営の方向性を示させていただきました「施政方針演説」を重要視しながら、基本政策等を反映した予算といたしております。また、与謝野町合併10周年記念の節目となる年でもあり、総合計画に掲げます「水・緑・空 笑顔輝くふれあいのまち」を実現するために、みんなの知恵や技術で新しい価値を生むまちづくりを進めていく過去最大の予算規模となりました。

さらに、国の地方への好循環に向けた緊急経済対策を踏まえ、一般会計当初予算で予定をしておりました「産業振興関連施策」を中心に、平成26年度3月補正予算に前倒して拡充をし、地方創生関連交付金を充当するなど、13カ月予算編成として切れ目のない経済対策とあわせ、私の重要政策として掲げております「六つの政策」について取り組むことといたしております。

その反面、平成27年度は、普通交付税の合併算定がえの最終年でございます。平成28年度から5カ年にかけて、約8億円の普通交付税が段階的に縮減をされると見込んでおり、町税等、自主財源が乏しい本町にとっては、大変厳しい財政運営になると考えております。したがって、平成27年度は聖域なき予算規模の圧縮に向けた事務事業の見直しと、形骸化した制度・事業の廃止に係る事前調整、公共料金等の適正化に向けた取り組みを始めることとし、平成28年度からは段階的に実施をしていくことを念頭に置いた予算編成を行いました。

平成27年度各会計予算の総額でございますが、前年度当初予算額は、昨年4月の町長及び町議会議員選挙のため、骨格予算としている額でございますので、政策的経費を追加をした6月補正後予算額と比較をした資料となります。議案資料、平成27年度当初予算(案)資料1ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計の総額は123億円で、先ほども申し上げましたように、過去最大の当初予算額となっております。平成26年度6月補正後予算額と比較しまして、5億1,228万5,000円の増、率にいたしまして4.3%の増となりました。また、九つの特別会計と水道事業会計、収益的支出、資本的支出を合わせた全ての会計総額は212億2,857万8,000円でございます。7億453万4,000円の増、率にいたしまして3.4%の増となっております。

次に、平成27年度予算の中身につきましては、この後、和田副町長から、主だった特徴的なものに絞ってご説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議会の冒頭の施政方針の演説の中で申し上げましたように、本議会に提案をいたします当初予算は一般会計でも過去最大の予算規模となっております。また、過去最大という側面からいいますと、新規事業の数が過去最大であるというふうに思っております。この新規事業の数が多し理由といたしましては、住民の皆さんとの対話と、そして、やっていこうという覚悟があらわれているというふうに思っております。そうした意味合いにおいて、私どもにとっても非常に重要な予算、そして、これからの予算審議になるというふうに思っておりますので、議会の皆様方におかれましても、それぞれの見知の中で、この予算をいかによりよい執行の面で運用できるのかという観点もお含みをいただきながら質疑、そして、ご提案をいただいきたいと思っておりますので、慎重審議のほう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（今田博文） 和田副町長。

副町長（和田 茂） それでは、私のほうから平成27年度予算の中身につきまして、一般会計から順に主だったものを、特徴的なものに絞ってご説明をさせていただきます。少々早口になるかと思いますが、ひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。

まず、予算書の13ページをお開きいただきたいと思います。歳入でございます。第1款町税でございますが、3年に一度の固定資産評価がえの年に当たることから、固定資産税を前年度比較で減収と見込むほか、町たばこ税につきましても減収を見込んでおります。

次に、14、15ページの第6款地方消費税交付金でございますが、昨年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられたこともありまして、前年度対比で1億1,824万円の増額を見込んでおります。

次に、第9款地方交付税でございます。普通交付税は国の出口ベースでは0.8%の減とされているところから厳しい見通しですが、公債費への交付税算入分が当町では伸びる見込みをいたしておりますので、前年度と同額の計上といたしております。

次に、第11款分担金及び負担金でございますが、保育所・保育園の保育料は、これまで負担金で受け入れをいたしておりましたが、議案15号 与謝野町立保育所条例の一部改正で提案をいたしておりますとおり、16、17ページの第12款使用料及び手数料で受け入れをすることから、前年度比較で、それぞれの款項目節で減額、増額をいたしております。特に保育料、幼稚園使用料につきましては、認定こども園への段階的移行を踏まえ、さらに、少子化、子育て支援策、そして、子育て家庭の経済的負担を軽減するために見直しを行うこととし、全ての利用者が現行制度の料金から負担増とならないよう、実質的な引き下げを行っております。

次に、20、21ページの第13款国庫支出金、次のページの第14款府支出金でございますが、各種ソフト・ハード補助事業にかかわります補助金等を計上いたしております。国庫支出金は前年度対比で、臨時福祉給付金、子育て世代臨時特例給付金が皆減したものの、道路改良事業費補助金、社会資本整備交付金、公立学校施設整備補助金など、普通建設事業費の増により、それに対応する補助金の増を見込んでいます。また、前年度は障害者自立支援給付費負担金に含まれていた障害児施設措置費分が、障害児施設措置費負担金として外出しとなった予算計上をして

います。同じく府支出金につきましても、障害児施設措置費負担金として外出しを行い、府補助金として計上をいたしております。また、前年度対比では、緊急雇用対策事業補助金の減、基盤整備促進事業費補助金が皆減したものの、避難施設緊急時電力確保促進事業費補助金、多面的機能支払交付金、国勢調査委託金などが皆増した予算計上といたしております。

次に、30、31ページの第16款寄附金でございますが、明石地区公民館建設に伴います地元区からの社会教育寄附金を減額をいたしております。次に第17款繰入金でございますが、各基金をやりくりしつつも、なおも財源不足が生じるため、財政調整基金から4億6,500万円もの多額の繰り入れを余儀なくされております。

最後に、36、37ページの第20款町債では、加悦中学校改築工事など各種建設事業に起債を発行するほか、合併市町村の地域振興として合併特例債を活用した地域振興基金積立事業債を発行することといたしております。なお、地域振興基金事業債は合併後10年間のものであり、平成27年度をもって最終となります。また、普通交付税からの振りかえとなる臨時財政対策債につきましては、前年度対比で1億円の減と見込んでおります。以上が、歳入の主なものでございます。

次に、歳出の特徴的なものを説明をさせていただきます。まず、全般的なことについて、ご説明を申し上げます。平成27年度予算の編成におきましては、与謝野町中小企業振興基本条例の理念のもと、地域経済が循環するよう配慮することはもちろんこと、基幹産業である農業、織物業等の分野においても、新しい視点での産業振興や地域資源を生かした観光振興、交流人口を促進し、さらに未来にかけて豊かな町であり続けるため、新しいチャレンジができる環境整備を整えることといたしております。

一方、少子高齢化に対応し、人口減少に歯どめをかけるため、魅力ある地域づくりを推進する国の地方創生の取り組みの波に乗ることで、地方への交付金、補助金等の支援が期待できる場所ですが、一過性とならないよう地に足をつけ、しっかりと現実を見すえた取り組みを行っていくことといたしております。また、現在まで取り組んできました加悦中学校改築事業や、新ごみ処理施設の建設事業、認定こども園の建設や、公共施設マネジメントにも関係してくることでありますが、老朽化した公共施設、道路、橋梁等の維持補修、改修工事、そして、役場組織機構の改革による3課の新設等、行政サービスのバランス感覚と安心・安全対策に取り組んでいきます。

さらに、大規模修繕など、優先順位による圧縮や事務事業の見直しによる削減、各種補助金の5%カットをお願いするとともに、先ほども条例の提案をさせていただきました人事院勧告により総人件費は増となっておりますが、今年度も職員給料の一律3%カットや特別職の5%カットの削減を継続することといたしております。

それでは、38、39ページからの第1款議会費から特徴的なものに限ってご説明を申し上げます。議会費では、これまで議会会議録等がすぐにヒットしない、検索しにくいといった現状がございますので、新たに独立した議会会議録検索システムを導入するほか、議場内の録音設備を更新しデータ化することといたしております。

次に、42、43ページからの第2款総務費でございます。総務費では、平成28年3月1日に合併10周年を迎えることから、合併10周年記念事業を行います。新町10周年の歩みを振り返り、町民の新たな一体感の醸成と町の姿を描くため、記念式典をはじめNHK上方演芸、ラ

ジオ第1放送の公開収録の開催や、町勢要覧の更新などを予定をいたしております。また、各種既存イベント等とタイアップした事業なども10月ごろから来年にかけて計画をいたしていくことといたしております。機構改革事業では、税務課の移転にかかる経費や、衛星通信系防災情報システムの移設経費等を顔出しをしています。今後3庁舎改修等工事の設計額がまとまり次第、時期を見て、追加補正をお願いしたいと考えております。

また、議案第5号でご提案をいたしております総合庁舎建設基金条例の制定に関連して、総合庁舎建設基金積立金を予算組みをいたしております。アベリスツイス交流事業では、これまでの高校生相互交流に加え、新たにアベリスツイス大学と産学連携と文化協力を促進するため、アベリスツイス大学への留学、短期英語研修の道を開くとともに、同大学が学術研究、産業、文化協力の可能性について研究するための受け入れ事業を実施することとし、過日、アベリスツイス大学と包括連携協定を締結をいたしました。内線電話システム管理運営事業では、経年劣化が著しい電話システムの更新を機構改革に合わせて行う計画といたしております。また、有線テレビ施設整備事業として、文字放送合成音声システムの改良やBS・CS衛星放送の送出レベルの安定化を図るアクティブレベルセッターを導入することといたしております。

その他、債権管理業務事業を新設して、町税及び公共料金等の収納、滞納整理などの活動や庁舎内の横の連携を税務課、会計室が中心となっていくことといたしております。また、社会保障・税番号制度、通称マイナンバー制度の運用が平成27年10月からスタートすることから、導入に向けた関係条例等の整備やシステム改修を実施することといたしております。

次に、94、95ページからの第3款民生費でございます。民生費では、地域福祉計画策定事業に取り組みます。地域の課題や福祉ニーズに応え、地域や家族が本来持っていた自助・共助の役割分担により、住民参加の地域福祉体系の構築を目指し、住民相互の信頼と支え合いによる地域福祉社会の実現の指針となる計画を2カ年かけて策定をいたします。京都府北部における自殺者の割合は近年減少傾向にあるものの、継続的な対策が求められており、心理状態のチェックができる心の体温計の管理、自殺予防啓発を行う「つながる心支える事業」に取り組みます。

町内福祉事業所では、介護職等の人材不足が深刻化をしているため、介護職員初任者研修を受講され、町内福祉事業所に就労された方については、介護職員初任者研修事業補助金として受講費用の助成を行います。同様に、町内福祉事業所に勤務する介護職員が看護師にかわって、たんの吸引等の医療的処置が行えるよう研修に参加した場合の研修費用を、喀たん吸引等研修事業補助金から助成します。また、自立支援給付費から障害者福祉サービス分と京都府心身障害者サービス利用分が外出しをされ、障害児施設措置費として新設をいたしております。放課後児童健全育成事業では、法改正により、小学1年生から3年生までとしておりました対象児童を6年生まで拡大することとして予算措置を行っております。

次に、136、137ページからの第4款衛生費でございます。衛生費では、京都府立医科大学附属北部医療センターにおいて、将来、助産師または看護師として勤務を希望する看護学生を対象に、奨学金制度を1市2町連携事業で創設し、地域医療確保奨学金貸付事業に取り組みます。地球温暖化対策事業では、環境保全への取り組みを実践する「よさの百年の暮らし委員会」を支援するとともに、ソーラーパネル及び蓄電池設備を野田川わーくばるに設置することといたしております。また、宮津与謝の1市2町を枠組みとした宮津与謝環境組合による広域ごみ処理施設

整備に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、158、159ページからの第5款労働費は特に申し上げることはありません。

次に、次ページからの第6款農林水産業費でございます。農林水産業費では、自然循環に配慮した循環型農業を引き続き推進するため、大豆栽培の推進やおから肥料「京の豆っこ」を使用する農産物の生産支援を行うとともに、京の豆っこ米の生産向上と販路拡大を支援します。新規就農者支援事業では、新規就農者を支援するための就農研修資金償還金助成事業補助金を継続するとともに、国の青年就農給付金を交付し、新規就農者の就農直後の所得確保を図ります。

先ほども、補正予算でも申し上げましたが、与謝野ブランド戦略の「ものづくり産業の強化」として、与謝野産クラフトビール醸造も見すえたホップの試験栽培も実施してまいります。台風や集中豪雨により荒廃した森林及び溪流の再度の被害を防止するため森林整備、治山堰堤の設置等を行うとともに、府営治山事業を推進することとし、災害に強い森づくり事業や小規模治山事業に取り組みます。また、全国モーターボート競走施行者協議会助成金を活用して、間伐材の活用サイクルを構築するための調査や、小学生を対象とした山の多面的機能等についてのフィールドワークをするなど、環境保全促進助成事業に取り組みます。阿蘇海産クロクチ貝再生事業では、地元や観光客に親しまれてきたクロクチ貝が海域の変化などにより水揚げ量が激減し、幻の貝と言われていることから、クロクチ貝の保護及び再生等に向けた調査・分析を関係機関と連携して行い、栽培漁業の可能性について検証を行います。

次に、194、195ページからの第7款商工費でございます。商工費では、創業支援に係る業種緩和やグローバルな海外取引への支援を行うため販路開拓の海外販路枠を設定し、さらに、補助対象枠の拡大及び補助上限額の引き上げをして、中小企業者が挑戦できる環境づくりを図ります。また、新商品・新技術などのアイデアが実現できるような公募による企画提案型の補助金制度を新設するなど、産業振興政策を拡充した産業振興事業に取り組みます。一方、伝統産業であります織物業の施設整備及び維持補修の経費負担に対しても助成制度を新設・拡充し、生産能力の向上、新たな商品開発の機運を高め、織物業界の生産低下や後継者不足への対策を図ることといたしております。

与謝野ブランド戦略事業では、ものづくりと創造性を基軸にした地域ブランド構想を戦略的に展開することで、産業分野における新たな価値を創出し、魅力あるまちづくりを進めてまいります。海の京都博開催に関連して関係機関と連携して、ちりめん街道をはじめ滝のツバキエリア、阿蘇ベイエリアへも拡大して、海の京都・美し心与謝野事業に取り組んでいくほか、海の京都マスタープランに掲げる戦略を着実に取り組んでまいります。

海の京都構想に基づく観光地域づくりの推進には、観光協会が地域をけん引していく、まちづくり観光の取り組みを実施していくことが不可欠なことから、組織強化に向け、外部人材の招聘による組織マネジメントを支援するほか、地域おこし協力隊員の外部の力を募集して、一体的な観光地域づくり、組織支援事業に取り組みます。滝のツバキエリア活性化事業では、全国椿サミット与謝野大会開催に向けた準備に加え、京都Xキャンプと連携した地域おこし協力隊員が、滝のツバキの資源を活用した地域づくりに取り組み、滝地区のエリアコンセプトづくりや地域の魅力の掘り起こしを進めてまいります。また、経営不振が続く「道の駅シルクのまちかや」を再構築するため、地域住民や農業生産法人、そして、周辺施設等と連携した取り組みを強化し、滞在

型交流エリアとしてリニューアル事業に取り組むこととし、道の駅自身の収益構造の改善に取り組みます。

次に、220、221ページからの第8款土木費でございます。土木費では、公共施設のみならず、民間施設や個人家屋も含めた耐震化の促進を図るため、耐震診断調査、木造住宅耐震改修事業費補助金を継続し、安心・安全のまちづくりを進めます。道路新設改良や維持補修事業では、市場小学校付近や三河内公民館付近などの通学路安全対策工事や下堂谷線橋梁長寿命化工事のほか、主要町道や各区から要望のある路線の改良工事等を計画的に実施することといたしております。所要の予算を計上いたしております。

河川改修や河川維持管理事業では、石川地区鞭谷川バイパス水路の浸水対策、堂谷樋門更新のほか、同じく各区から要望のある河川改良工事等を計画的に実施をいたしていくことといたしております。このほかにも防犯灯のLED化や天神山団地にエレベーターを新設する計画といたしております。

次に、242、243ページからの第9款消防費でございます。消防費では、東日本大震災以降の災害対策基本法の改正などによる防災・減災対策の強化を踏まえ、これらの強化対策を地域防災計画に反映させ、町民の安心を確保するための総合的、かつ計画的な防災体制の強化に取り組めます。また、加悦第3分団消防車庫詰所新築工事設計のほか、野田川第1分団に消防ポンプ自動車を配備するとともに、消防無線のデジタル化に取り組めます。

次に、252、253ページからの第10款教育費でございます。教育費では、加悦中学校改築事業に取り組めます。今年度は、新屋内運動場が完成すると同時に旧屋内運動場及び一部校舎の解体を行い、新校舎の建設に着手する計画といたしております。また、岩滝幼稚園と岩滝保育所の統合による岩滝認定こども園（仮称）の整備に係る基本設計、実施設計等に取り組んでまいります。北部地域大学連携機構等と連携して、大学で実施している一般教養科目、リベラルアーツに準じる内容の講座をプログラム化し、あすの与謝野町を担う人材の育成に取り組めます。子供たちを取り巻く社会環境や家庭環境、教育環境は厳しい状況となってきたことから、小学校、2校程度をモデル校に指定し、学校の放課後を活用した学習支援やサポートを行う放課後学習支援事業に新たに取り組めます。以上が、一般会計の主なものでございます。

次に、九つの特別会計と水道事業会計の中から主な会計について、ご説明を申し上げます。328ページからの簡易水道特別会計でございますが、節水機器の普及や人口減少により水道使用料が年々減少傾向にあります。また、統合に向けた大きな改良工事は、平成27年度をもってほぼ完了することとしております。また、新たに地図システムと連動した管路台帳整備に取り組むことといたしております。

次に、362ページからの下水道特別会計でございますが、昭和60年から始まった下水道面整備は、ほぼ完了したことから、農業集落排水事業特別会計も同じですが、今後は、水洗化促進策を講じて、水洗化率の向上を図る取り組みにシフトすることといたします。

次に、414ページからの介護保険特別会計でございますが、議案第20号でもご提案しております与謝野町介護保険条例の一部改正議案に基づきまして、新基準での保険料として第6期、平成27年度から平成29年度までの介護保険料として予算編成を行っております。また、高齢者の介護予防に仕事という観点を取り入れたサロンを、地域の空き家等を利用して運営するボラン

ティアや、NPO法人等に対して家賃、光熱水費等を助成する取り組みを新たに行います。同じ入所型施設でありながら、特別養護老人ホームに比べて利用者負担が高くなっている認知症対応型生活介護、いわゆるグループホームに、家賃、食費に対する助成制度を京都府北部地域で初めて導入することといたしております。

次に、469ページからの国民健康保険特別会計でございますが、事業勘定では昨今の経済情勢を勘案して、一般会計からの繰り入れと財政調整基金の取り崩しを行い、国保税をすえ置きとしました。直診勘定では新たに理学療法士を1名採用して、休止をいたしておりました訪問リハビリテーション事業を再開し、国保診療所のサービス向上に努めてまいります。

次に、523ページからの後期高齢者医療特別会計でございますが、これにつきましては広域連合から示された負担金割合により予算計上をいたしております。

次に、536ページからの財産区特別会計でございますが、これにつきましても例年どおり各財産区から提出いただきました予算を事業として予算計上いたしております。

最後に、561ページからの水道事業会計ですが、簡易水道特別会計と同じく、節水機器の普及や人口減少により水道使用料が年々減少傾向にあります。また、新たに地図システムと連動した管路台帳整備に取り組むことといたしております。

早口でわかりにくかったと思います。以上で、全ての会計の説明とさせていただきたいと思えます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（今田博文） 本案についても、本日は提案理由の説明のみにとどめます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会します。

次回は、3月3日午後1時30分から開議いたしますので、ご参集ください。

ご苦労さんでした。

（散会 午後 6時03分）